

第2章

板倉町の環境

第1節 自然環境

第1項 気象

(1) 気温・降水量

板倉町の年間平均気温は 15℃を超え、群馬県内では最も暖かい地域のひとつである。また、最高気温と最低気温の較差が大きい。一方、年平均降水量は 1,200mm と、県内でも比較的降水量の少ない地域に属し、特に晩秋から初春までの半年間は乾燥状態が続く。

(2) 風

群馬名物「からっ風」（北西の季節風）の影響は県下では比較的少ないものの、町内各所で屋敷地の北西側には、風から家屋等を守る防風林が植えられている。

第2項 地形・地質

関東平野の北西部を占める東毛低地の東端に位置する板倉町は、南北を利根川と渡良瀬川、中央に谷田川が流れる低平な土地である。町内の地盤高度は概ね標高 12m～26m を示し、群馬県内では最も標高の低い地域にあたる。町内の地形は、「洪積台地」と「沖積低地」の二つに大別される。かつて水害常襲地として知られた板倉町であるが、被水害地は主に沖積低地であった。

(1) 沖積低地

沖積低地は、河川による堆積により生じた平定で湿潤な地形である（本書では後背湿地を含めて後背低地と記載する）。板倉町には後述（第3項）のとおり利根川、渡良瀬川等の河川が流れ、幾重にもその流路を変遷させてきた結果として、広大な沖積低地が形成される。沖積低地は谷田川以北の「渡良瀬川低地（板倉低地）」および谷田川以南の「利根川沿岸低地」に大別される。

沖積低地の地形は、さらに河道、自然堤防、後背低地に細分され、各々に異なる地形的特徴を有する。

自然堤防は、河川の流路に沿って、その両側または片側の河畔に、帯状にのびる微高地である。大出水の度に流路から溢れた洪水流によって、流路の外側に運ばれた砂礫や泥が、堆積して形成される。町内においては、「渡良瀬川自然堤防」、「谷田川自然堤防」、「利根川自然堤防」、「旧矢場川自然堤防」、「旧渡良瀬川自然堤防」、「下新田自然堤防」、「旧合の川自然堤防」の大きく分けて7つの自然堤防群が存在する。^{※1}

^{※1} 「谷田川自然堤防」を右岸と左岸に分けて考えれば、8群の自然堤防が存在していると考えられる。

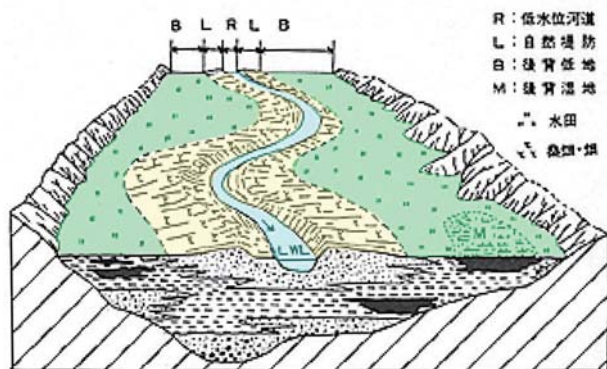


図 2-1-1 沖積低地における地形分類（鈴木（1977）を加工）

後背低地は、自然堤防等の背後（堤内地）に広がる低平地である。自然堤防をのり越えた洪水流によって運ばれた砂や泥の堆積によって形成される（なお、本書では後背湿地も含め後背低地と記載する）。

町内の後背低地は、洪積台地と自然堤防に囲まれることにより、「西谷田」、「板倉沼」、「海老瀬」、「大箇野」（五箇谷田んぼ）と大きく4つの領域に分類することが出来、各々を「地形輪中」と称することもある。

表 2-1-1 自然堤防と後背低地の土壌条件

	自然堤防 (現成・旧河道沿)	後背低地 (後背湿地・沼沢地等を含む)
形態的特徴	河川(跡)の両岸に沿う 蛇行状の帯状微高地	自然堤防の背後の低平地
整形物質	砂	砂、泥、泥炭
排水性	良好	不良～極不良
地下水面の深さ	後背低地の地表面とほぼ同高	地表面～約1m

(2) 洪積台地

一方、沖積低地より一段高い位置を占める洪積台地は、沖積低地が形成された完新世よりも古い更新世に成立した古い平野が台地化した地形である。更新世のテフラ（関東ローム層）に覆われる地形面であり、表層地質は、30cm程度の腐植質を含んだ黒土層である。町内には、館林市方面から町域の中央部を東方に緩やかに下降する邑楽台地と町域東北部に南北方向へ伸びる藤岡台地の2系統が発達する。

両台地ともに侵食谷が著しく発達し、かつては亥の子沼や頭沼等の池沼が分布していた。

また町内において、邑楽台地は藤岡台地に比べ標高が概ね低い。邑楽台地は南側に緩やかに沈降し、低地との標高差は小さくなっており、谷田川は邑楽台地を南北に2分する形で流下している。特に町域南部では邑楽台地と沖積低地との標高差は非常に小さく、視覚的には連続している。

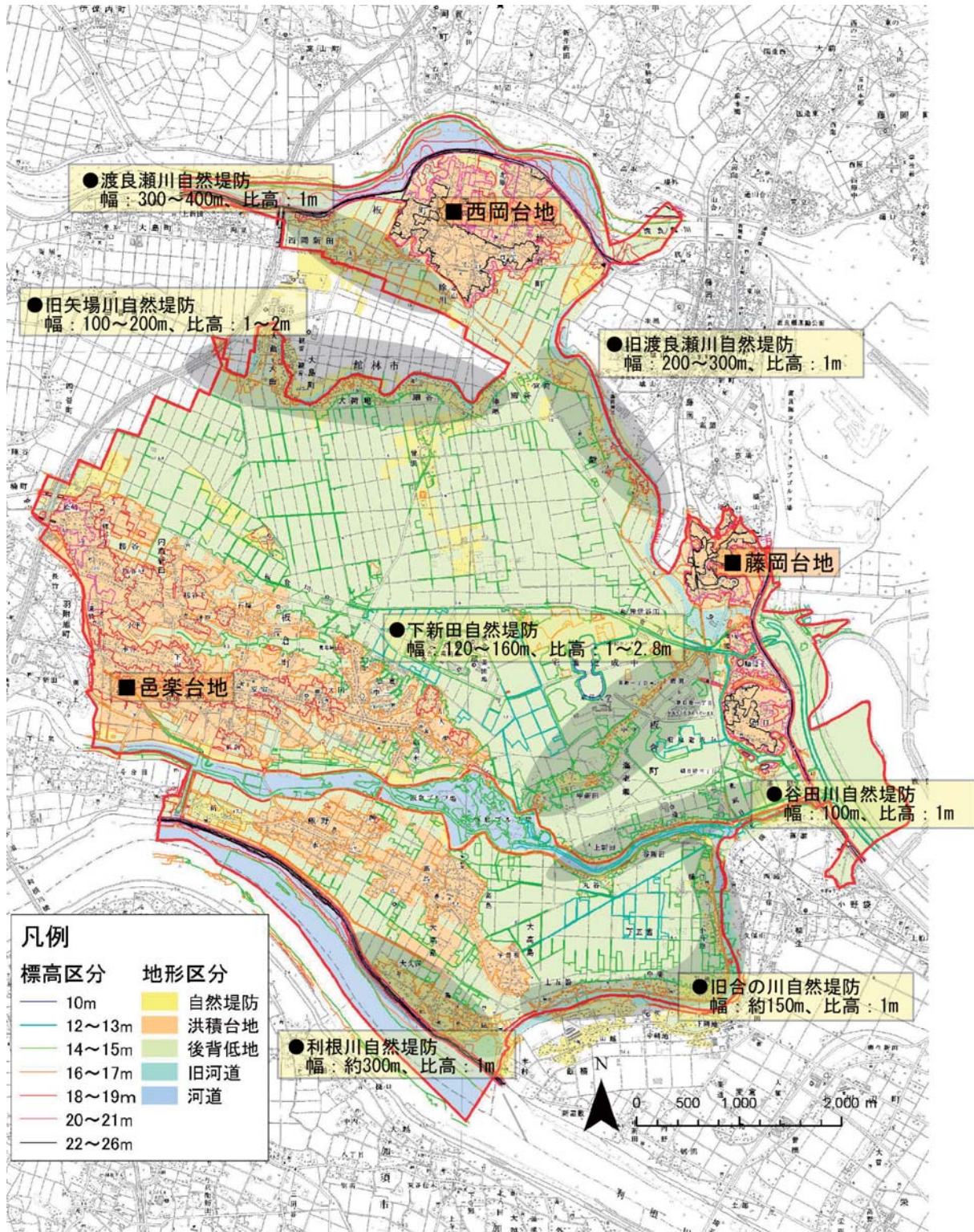


図 2-1-2 地形区分図

(地形区分は 1 : 25000 の土地条件図 (国土地理院 (昭和 55 年)) を一部修正、等高線は 1 : 10000 地形図の情報)
標高 12m~26m の土地に、3 本の主要河川が東流し、7 つの自然堤防群が分布する。その自然堤防と洪積台地に囲まれるように、後背低地が広がる。

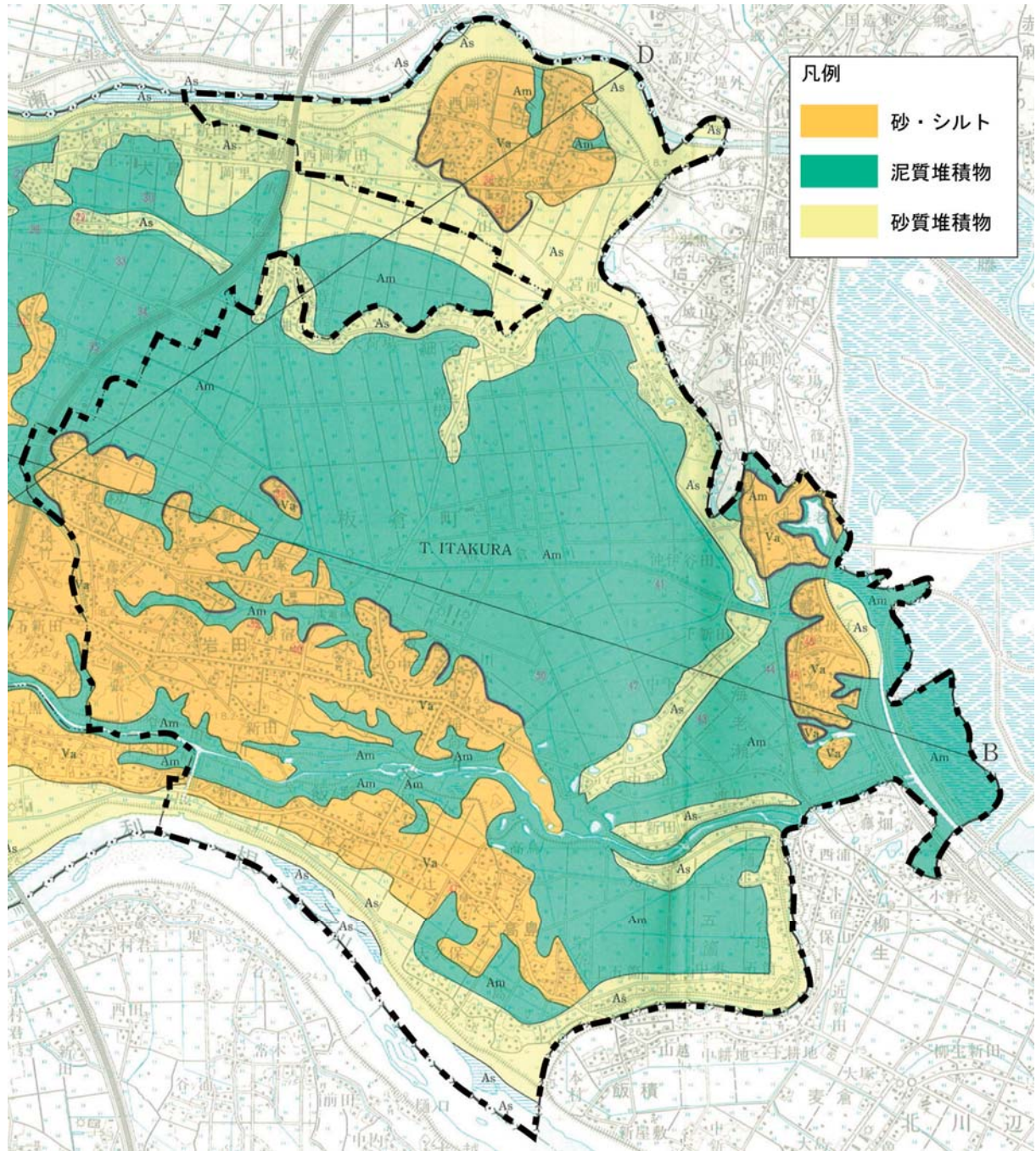


図 2-1-3 表層地質区分図（出典：『土地分類基本調査 古河』（1996））

概ね、洪積台地上には砂・シルト、自然堤防上には砂質堆積物、沖積低地には泥質堆積物が堆積している。

第3項 水系

(1) 河川

板倉町には、利根川、渡良瀬川、谷田川の主要三河川（いずれも一級河川）が東流する。

河川の頻繁な氾濫は、地味の肥えた豊潤な土地を形成するとともに、多くの水害をもたらしてきた。また、河川は氾濫とともに河道を変え、近世以降には人工的に流路の変更（瀬替え）も行われ、町内各所に旧河道や河跡沼を見出すことができる。

町の南端を流れる利根川は、国内最大の流域面積を誇る。東京湾に注いだ本来の流路は、近世初期から近代にいたる複数の東遷事業により、現在では千葉県銚子市で太平洋に注いでいる。大箇野地区東側の旧合の川（古利根）は、近世末に締め切られた利根川河道である。

町の北端を流れる渡良瀬川は、利根川水系最大の支流であり、藤岡台地の北側を東流し、渡良瀬遊水地を経由して利根川に注ぐ。また近世には台地西側の除川より南下し、離から海老瀬に至り台地狭窄部より、谷中低地（現在の渡良瀬遊水地）に流下していたが、大正期に藤岡台地を開削し東流させたため、除川以南の流路は廃川化した。

町のほぼ中央を流れる谷田川は、邑楽台地に刻まれた多数の枝谷の連結・集合した河川であり、邑楽台地の分水嶺以南の排水路として生まれた河川と考えられる。町内では邑楽台地を南北に二分して東流し、渡良瀬遊水地に流入する。利根川や渡良瀬川に比べ河川の規模は小さく、町内の区間では瀬替えが行われた記録は見られない。

表 2-1-2 町内主要三河川の比較

河川名	水源および流路	規模	流路の変遷
利根川 (国土交通 省利根川上 流河川事務 所管轄)	新潟県と群馬県の県境にある越後山脈の大水上山を源とし、千葉県銚子市で太平洋に注ぐ河川である。	幹線流路延長 322km 流域面積 16,840km ² 河川幅員 約 700m (大字大久保付近)	文禄 3 (1594) 年板倉町の上流に位置する埼玉県羽生市川俣における会の川の締め切りによって、現河道が本流となる。 利根川の分水路であった合の川（古利根）は、天保 9 (1838) 年に呑口において締め切れ廃川化し、現在は河道跡として残されている。
谷田川 (群馬県県土整備局河川課管轄)	群馬県千代田町の北東端の低湿地を源とし、渡良瀬遊水地に合流する河川である。	幹線流路延長 24km 流域面積 101 km ² 河川幅員 約 40m (藤ノ木橋付近)	かつては利根川の一支流であり、下新田自然堤防に沿って北流し、渡良瀬遊水地に注いでいたと推定されている。
渡良瀬川 (国土交通 省渡良瀬川 河川事務所 管轄)	群馬県沼田市と栃木県日光市との境にある皇海山を源とし、板倉町と茨城県古河市の境で利根川に合流する利根川水系の河川である。	幹線流路延長 107km 流域面積 2,621 km ² 河川幅員 420m (大字西岡新田付近)	文禄 4 (1595) 年文禄堤の築造により、西岡台地の北縁を流れるルートが本流となる。それ以前にも、人為的な河道の付け替えは行われており、奈良時代～永禄年間には旧矢場川が、永禄年間～文禄 3 (1594) 年には、西岡新田から天ヶ堀を経て除川に至るルートが、本流であったと推察される。 大正 6 (1917) 年、渡良瀬川の流路が変更され、元来藤岡台地の西側を流れ、本郷の台地狭窄部から谷中低地へ入っていたものを、除川付近で締め切り、以南を廃川化し、藤岡台地を開削した新河道が渡良瀬遊水地に至るようになった。

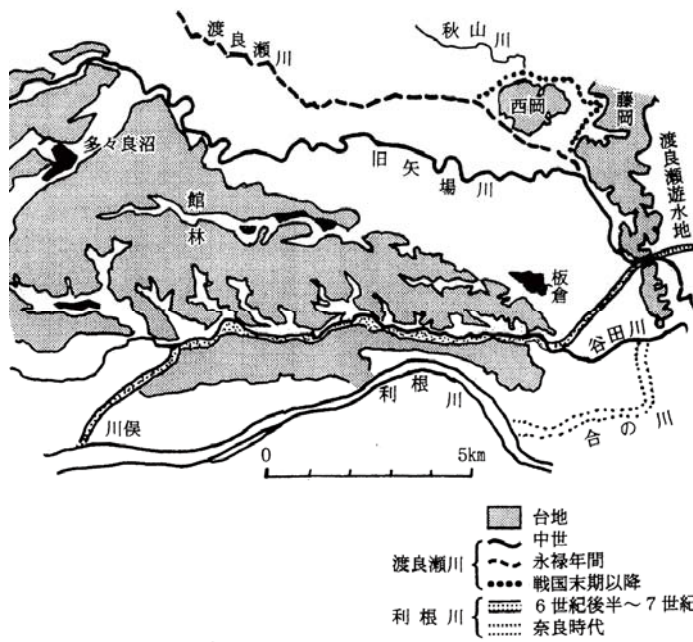


図 2-1-4
渡良瀬川および利根川の流路変遷
(『波動』No. 10 p. 36)

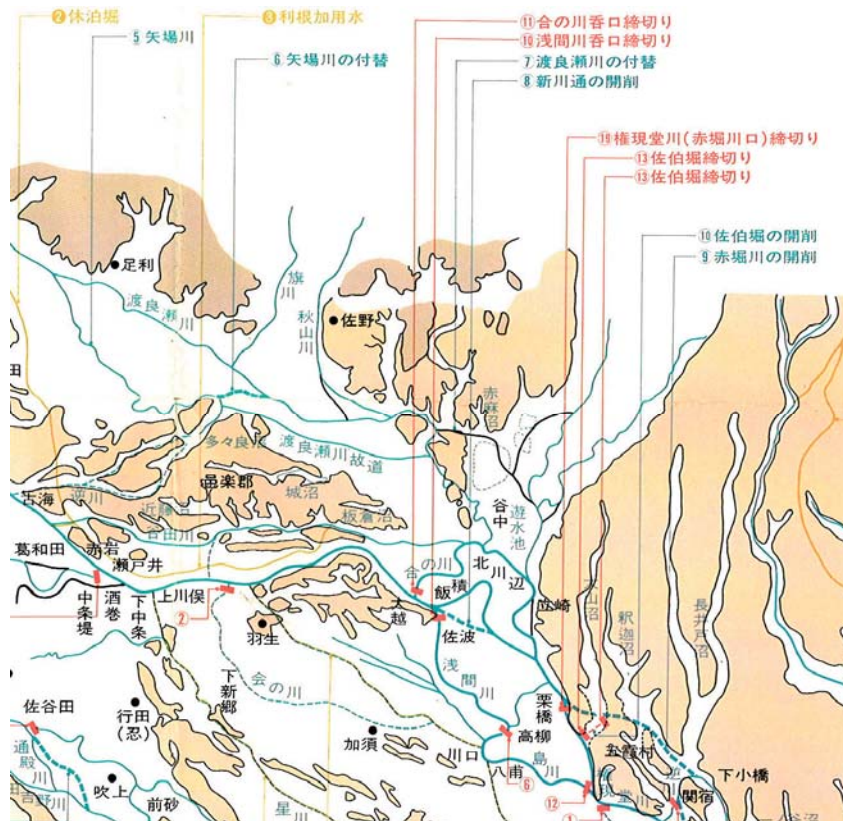


図 2-1-5
近世初期における河川流路
(『URBAN KUBOTA』付図の一部)



写真 2-1-1 各河川の状態 (左: 渡良瀬川 中: 利根川 右: 谷田川)

(2) 池沼

町内の池沼群は、邑楽・館林地域に分布する「東毛池沼群」に属する。現在、町内には14箇所の池沼が現存する。昭和50年代以降、板倉町の池沼は急速にその姿を消し、板倉沼や亥ノ子沼を始め、坂田沼、頭沼といった池沼がこの時期に完全に埋め立てられた。かつての板倉沼や亥の子沼は広大な規模を有していたが、現存する自然の池沼の面積は、概ね1ha内外と規模が小さい。

町内の池沼はその地形的な成因により4つに分類することが出来る。1つは旧亥ノ子沼に代表される台地の侵食谷に湛水したもの、2つ目は旧板倉沼に代表される後背湿地に湛水したもの、3つ目は自然堤防や堤防に沿って洪水流によって形成された「落掘」(おっぼり)であり(行人沼、長良沼、肘曲り池等)、4つ目として旧河道沿いに残された河跡沼である(天ヶ堀)。

町内の14箇所のうち11の池沼は、上記のうち「落掘」と呼ばれるタイプであり、分布としては、旧板倉沼東南端の下新田自然堤防の外縁、あるいは、谷田川沿いに多く集中している。

表 2-1-3 主な池沼の概況 (データ:『板倉町の自然環境'97』および『板倉町史』別巻三)

	池沼名	標高 (m)	面積 (ha)		最大水深 (m)		水の流動 からみた 類型	立地	備考
			1979 年	1992 年	1979 年	1992 年			
1	合の谷	13.5	-	6.46	-	3.26	閉鎖型	台地の侵食谷	
2	頭沼	16.1	0.1	-	0.4	0.40	閉鎖型	後背低地	1996年埋立→耕地
3	行人沼	13.8	1.34	1.32	8.0	7.26	閉鎖型	自然堤防	1742年*頃形成
4	柄池	13.0	0.04	0.90	5.0	2.78	開放型	堤外地	1982年ゴルフ場内に
5	天神沼	13.8	1.10	0.90	-	2.66	閉鎖型	後背低地	
6	蛭田沼	14.0	0.93	0.86	2.7	1.90	中間型	堤外地	
7	針ヶ谷沼	13.6	1.10	0.81	2.8	3.02	閉鎖型	自然堤防	1742年*頃形成
8	権現沼	12.2	1.06	0.78	2.1	1.36	開放型	台地の侵食谷	1978年沼西側の釣堀化
9	肘曲り池	14.0	0.12	0.60	4.9	4.56	閉鎖型	後背低地	
10	新沼	14.4	0.65	0.50	-	2.15	開放型	自然堤防	1896年頃形成
11	長良池	13	-	0.33	-	2.09	閉鎖型	自然堤防	1742年*頃形成
12	七部池	13	-	0.15	-	0.79	閉鎖型	自然堤防	1742年*頃形成
13	亥の子沼	13.1	2.17	-	0.3	-	閉鎖型	台地の侵食谷	1988年埋立→公園等
14	板倉沼	13.1	37.55	-	0.7	-	閉鎖型	後背低地	1980年埋立→工業団地

※ グレーの網かけは池沼が消失したことを示す。表記以外に天ヶ堀、西沼、外柄池が現存する。

* 1742(寛保2)年、谷田川満水によって板倉小保呂地先五百間樋堤120間決壊出水。



写真 2-1-2 各池沼の状況 (左: 行人沼 中: 長良池 右: 針ヶ谷沼)

(3) 用排水路

近世から近代初頭において、板倉沼に集まった水は、小保呂と仲伊谷田の2カ所の樋管から谷田川と渡良瀬川に排水されていたが、排水不良による農作物等の湛水被害は甚大であった。

現在の板倉町には、低地に滞留する内水を排除するための排水路、あるいは灌漑対策のための用水路が充実し、河川と用排水路をネットワークした水路網が形成されている。

現在の排水システムの基本構造を作ったのは邑楽東部用排水事業（1926～1934）であり、板倉排水幹線（現板倉川）、仲伊谷田承水溝、大箇野排水幹線（大箇野川）の3本の主幹排水路が整備された。3本の主幹排水路は、多くの水路から排水を集め、排水機場を通して渡良瀬遊水地や利根川へ排水を行っている。また多くの排水路の中には、近世以来続くものがあり、仲伊谷田承水溝の上流部（釜橋における水争の記録がある）や、谷田川左岸の稻荷木水路等はその例として挙げられる。

一方、用水路は河川の堰や揚水機場から引かれ町内の農地を潤している。近世以来続く用水路としては、谷田川の八間樋堰（近世に設置）の上流側から取水される北根用水路等が現存する。



写真 2-1-3 用排水路の状況

上段左：仲伊谷田承水溝 中：板倉川 右：大箇野川
下段左：北根用水路 中：八間樋堰 右：稻荷木水路

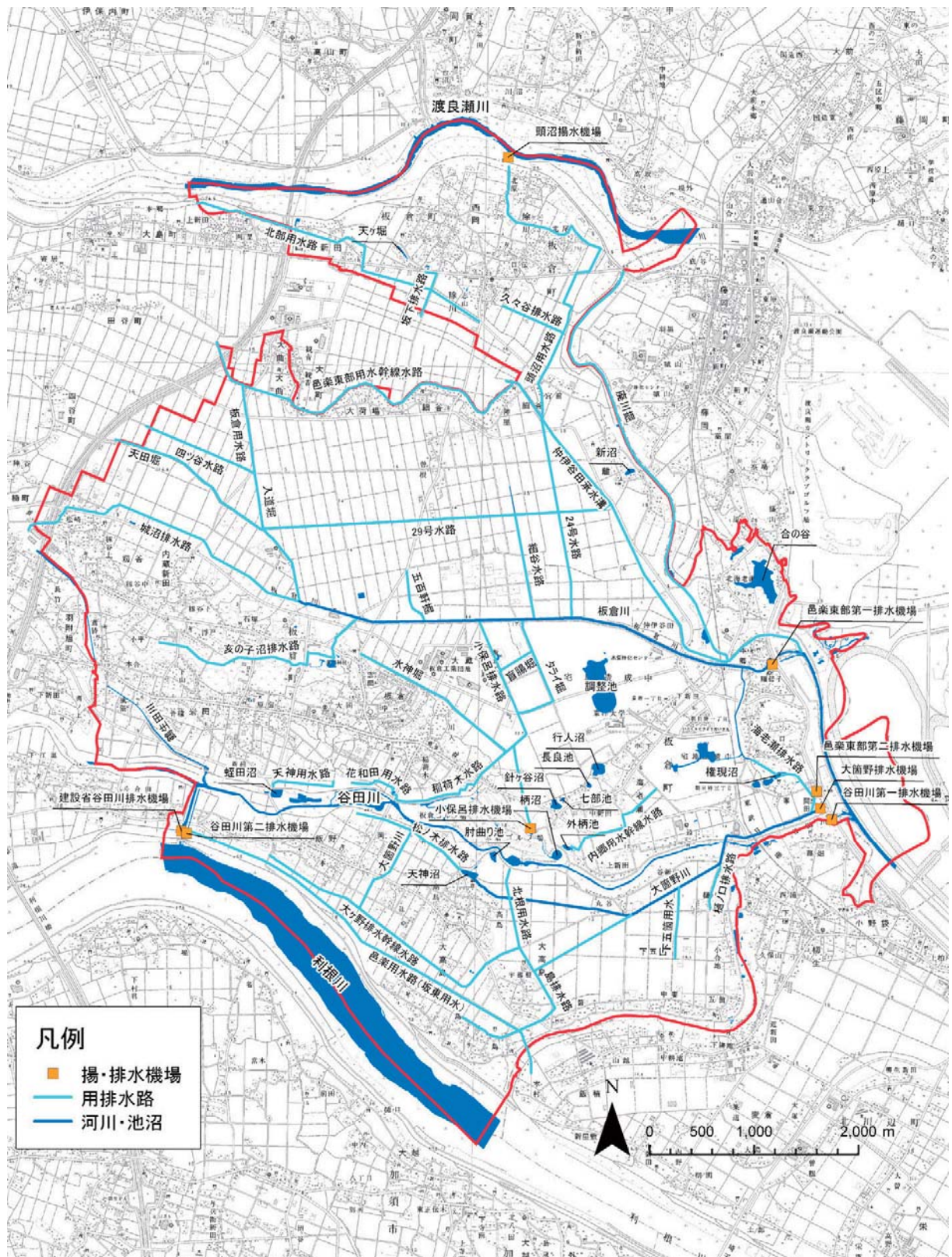


図 2-1-6 水系図

主要3河川（渡良瀬川・谷田川・利根川）に加え、排水路から一級河川に編入された板倉川（昭和51年編入）、大箇野川（昭和53年編入）が河川として位置付けられている。

第4項 生態系

板倉町は、内陸部としては暖地性の植生（常緑広葉樹）および暖地性植物の分布する北限に近い地域であり、同時に北縁において山地と近接することから、低地でありながら山地性の特徴を有する動植物が散見されることも特徴と言える。

また洪積台地と沖積低地に大別される地形に応じ、表層地質や水分条件に対応した多様な植生環境および生態系を形成している。特に低地には、止水および流水域の自然度の高い自然環境が現存することから、その生態系の有する生物多様性は特筆に価する。しかし、低地の利用が高度化する時勢とともに水辺環境の埋立や水質悪化が進む昨今では、水辺に特有な種の絶滅や、外来生物の増加等の生態系の変容が懸念される。

(1) 洪積台地

洪積台地には、比較的緑の多い住宅地が形成され、住宅地周辺には畑地やその休耕地（耕地雑草群落）が広がる。樹林植生としては社寺林や屋敷林としての分布が見られる。

社寺林としては雷電神社や一峯神社、西丘神社、除川神社等の規模が大きく、スギ、ヒノキの植林、シラカシ、ヤブツ



写真 2-1-4 西丘神社社叢林

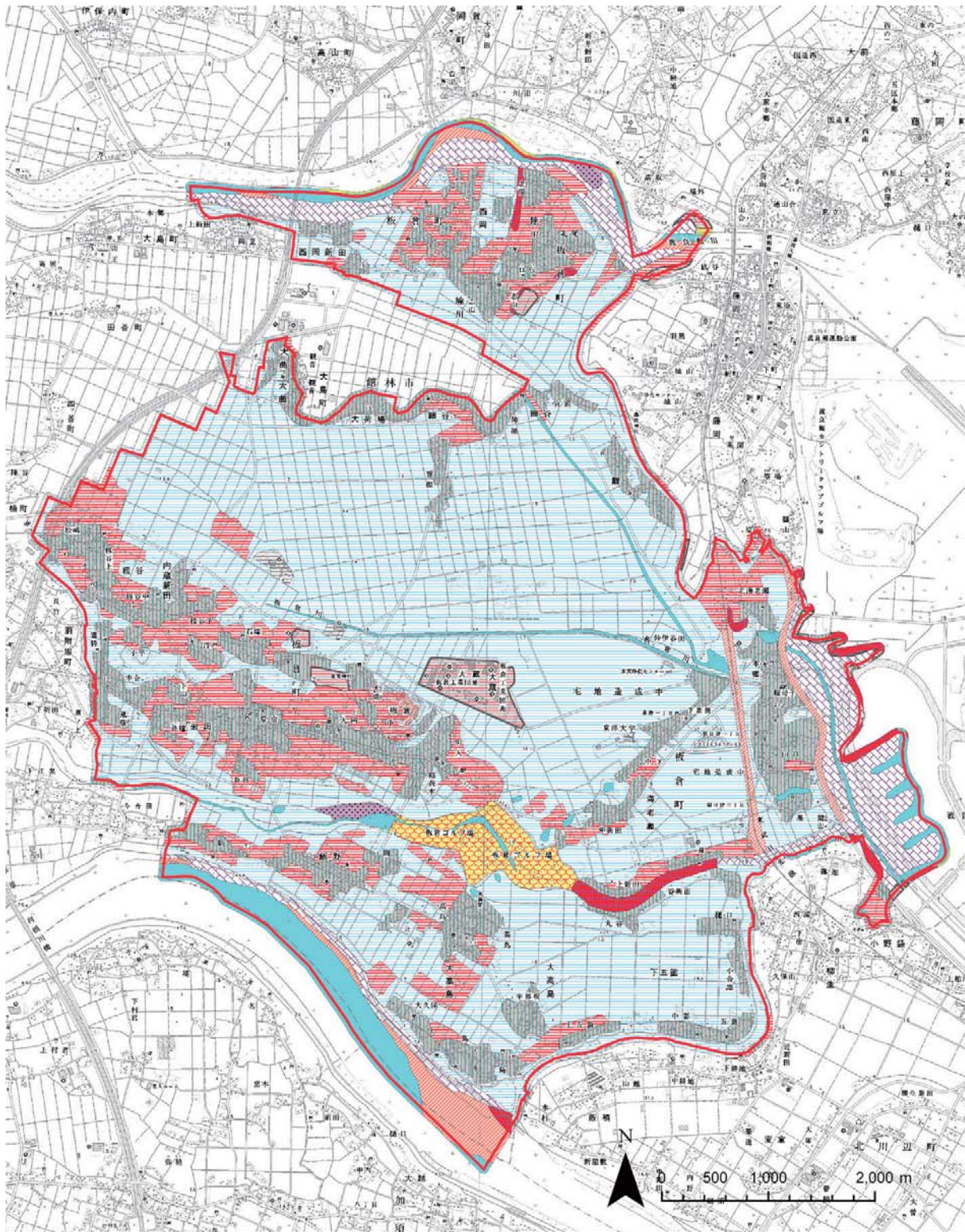
バキの常緑広葉樹のほか、コナラ、ケヤキなどの落葉広葉樹が優占する。雷電神社の社寺林は、植栽樹木と暖地性広葉樹林からなる豊かな樹林として県自然環境保全地域に指定され、西丘神社の社叢林についても町の天然記念物に指定されている。また西丘神社の社叢林から北側には、コナラ、クヌギ等が優占する雑木林が、町内には唯一残存する。また除川神社の林床には、ウバユリ、キツネフネ等、比較的山地に多い林床植物の生育も確認されている。

屋敷林は、近年減少傾向ではあるものの多く現存している。屋敷林は主に敷地北西側を中心に配され、構成種としてはシラカシ、ケヤキ、コナラ、モウソウチク等が主として挙げられる。

(2) 沖積低地

沖積低地は、近代以降に排水事業や耕地整理が行われ、大部分が乾田化された農地であるが、現在も部分的に止水域、流水域の多様な水辺環境が保全されている。また、自然堤防に形成される集落では屋敷林が分布し、エノキ、ムクノキ、ケヤキ、シラカシ等が優占する。

止水域の環境として、特筆すべきは町域東部がその一部をなす渡良瀬遊水地である。渡良瀬遊水地は我が国でも有数規模のヨシ原が広がり、多様な動植物が生息していることは、多くの報告があるため、本書では省略する。渡良瀬遊水地のみならず、町域には中小の多くの池沼が現存し(2-1-(3)参照)、また流水域として大規模なものは利根川、渡良瀬川が挙げられるほか、近年、谷田川はその豊かな自然環境について注目されている。

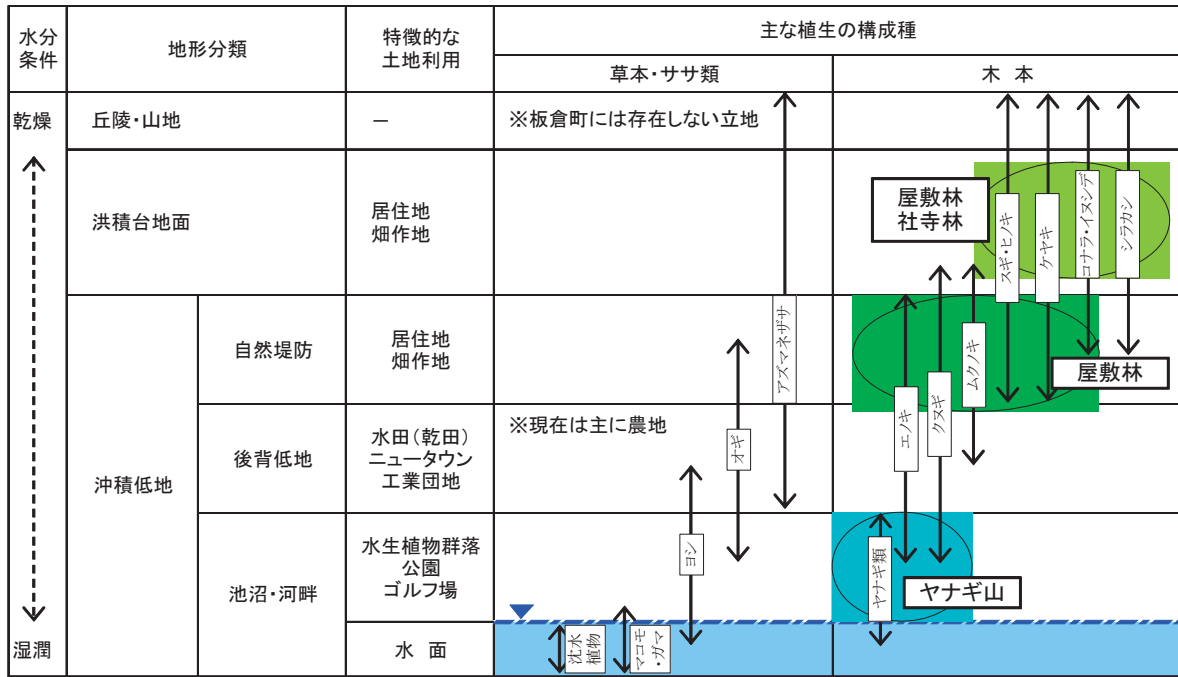


凡例

- | | | |
|--------------|----------------|--------------|
| 河辺ヤナギ低木群落 | モウソウチク林 | 工場地帯 |
| ススキ群団 | 畑地雑草群落 | 造成地、採石場、人為裸地 |
| 路傍雑草群落 | 牧草地、ゴルフ場、採草地 | 開放水域 |
| ヨシクラス | 水田雑草群落 | 自然裸地 |
| オギ群集 | 市街地 | |
| スギ・ヒノキ・サワラ植林 | 緑の多い住宅地、公園、墓地等 | |

図 2-1-7 現況植生図

自然環境基礎調査（第 5 回調査：平成 6 年～10 年度）（環境省）「環境省生物多様性センター」運営の「生物多様性情報システム」から引用）



注) 図は地形、土壤水分に着目した定性的な植生配置の図式と位置づける。
補) 洪積台地の開析谷は水分条件により沖積低地の植生とほぼ同様の植生となる。

図 2-1-8 地形・水分条件と植生の対応関係模式図

(3) 池沼

町域に現存する池沼の植生は、多くは湖岸の浅瀬にヨシやマコモ、ガマ等の抽水植物群落が成立し、単木状にアカメヤナギやジャヤナギ等のヤナギ類の成育する場合もある。その内側の水面にはハスやヒメビシ等の浮遊植物が見られるとともに、水面下には沈水植物が生育することを基本し、水辺に特有の多くの植物が生育する環境でもある。その自然の豊かさから、行人沼は県自然環境保全地域(特別地区)に、また肘曲り池が町指定天然記念物に指定されている。

谷田川右岸に隣接する肘曲り池では、絶滅危惧種である沈水植物のサンショウモの生育が多く確認されている。また植物のみならず、池沼の動物相では、特に県内において板倉・館林市域のみに生息が確認されているベニイトトンボやオオモノサシトンボ等のイトトンボ類が表徴的であり、トンボ類、カゲロウ、巻貝類等、多くの水生動物の生息環境としても貴重である。

しかしながら現在では、全般にわたり水位低下や水質汚染、さらに帰化植物の侵入が進んでおり、その生態系の変容が危ぶまれる。板倉池沼群の代表とも言える行人沼では 1970 年代の調査では、ヒシ、ヒメビシ、クロモ、ガガブタ、ホザキモ、マツモ等の沈水または浮遊植物の宝庫であったが、現在ではハスの他は、ほとんどその姿は見られない。また水生生物についても環境やそれに伴う植生の変化に伴い、種の減少傾向は進んでいる。

(4) 谷田川

谷田川河畔ではマコモ、ヨシ、オギを優占種とする草地のほか、高木ヤナギ林（ジャヤナギーアカメヤナギ群集）が卓越し、アカメヤナギが優占するほか、ジャヤナギ、オノエヤナギ、タチヤナギ等が成育する。谷田川河畔のヤナギ林のうち、群馬の水郷公園下流側の樹林は、規模が最も大きく、良好な状態で保存されている。この林分は、「ヤナギ山」と呼ばれ、谷田川河畔に植林して形成された樹林である。ヤナギ山の優占種であるアカメヤナギは、ほぼすべて雄株で構成されている。

『河川水辺の国勢調査』（2003年）の結果からは、谷田川には86科252属394種の植物種が確認されている。そのうち群馬県の植物レッドリスト掲載種としては、ミズワラビ、ミコシガヤ、ミゾコウジュ、ノカラムツ、ハナムグラ、タチスミレ、ハンゲショウ、フジバカマ、ノウルシ、ヤガミスゲ、ホソバイヌタデ、タコノアシ、コギシギシ、ヌマアゼスゲ、ケナガボノシロワレモコウ、チョウジソウが挙げられ、多様な水辺植物の良好の生育環境として着目される。

植物相の豊かさに対し、近年の谷田川の水質は著しく荒廃した状況であり、魚類ではキンブナ、メダカ等の貴重な在来種が激減していく一方で、ブルーギルやブラックバス、アメリカナマズ等の広適応の肉食性外来魚が増加している状況である。



写真 2-1-5 池沼・河川の植生および希少種
上段左：行人沼 中：谷田川 右：ノウルシ
下段左：サンショウモ 中：ベニイトトンボ雄 右：オオモノサシトンボ雌

第2節 歴史

第1項 板倉町のあゆみ

(1) 原始から中世末期まで

板倉町では、縄文早期には台地を中心に集落が形成されていたが、弥生時代には、それまでの台地を主とするくらしだけでなく、谷田川流域の低地におけるくらしが営まれるようになった（伊勢ノ木遺跡・沼田南遺跡等）。しかし、その後も基本的には、赤城塚古墳や筑波山古墳の立地にみられるように、台地あるいは、台地の縁が生活上の基盤であった。

12世紀前半、鎌倉御家人である佐貫氏が邑楽地域一体を荘園化し、佐貫庄を形成した。その後、館林を中心とした邑楽地域は、赤井氏、北条氏などの支配を経て、天正18(1590)年、徳川家康によって榊原康政が館林藩10万石藩主に配封された。

(2) 中世末期から近世

康政は、新田開発に着手し、文禄4(1595)年には利根川および渡良瀬川に館林藩全体を囲う連続堤（文禄堤）を築堤した。また寛文元(1661)年に館林藩に赴任した徳川綱吉は、矢場川の廃川化を行った。この時期、新田開発によって、大荷場、細谷、離などの新田集落が生まれた。さらに、板倉沼が開拓され、各村の石高は大幅に増加した。

河川の締め切り、連続堤の築堤、新河道開削などの事業は、洪水被害の軽減を図ってきた一方、天明3(1783)年の浅間山大噴火は河床を上昇させ、その後幾度となく堤防の破堤、浸水被害を引き起こすようになった。

表 2-2-1 板倉町のあゆみ（近世以前）

	年代	できごと
原始	縄文早期	縄文海進による貝塚の形成。(海老瀬離山貝塚、一峯貝塚等)
	縄文晩期	低地への居住の開始。(板倉遺跡)
	弥生中期	板倉町への水田耕作文化の伝播。谷田川沿い等侵食谷への居住開始。(伊勢ノ木遺跡・登戸遺跡等)
古代	古墳時代	古墳の築造。(赤城塚古墳等)
	延暦20年(801)	征夷大将軍坂上田村麻呂が桓武天皇の詔を奉じ、雷電神社社殿を造営。(社伝)
中世	12世紀前半	佐貫庄の成立。佐貫氏による板倉町を含む邑楽地域の荘園化。
	15世紀中葉	赤井氏による邑楽地方実権の掌握。
	16世紀中葉	北条氏による支配。
	天文17年(1548)	雷電神社の再建立。
	天正18年(1590)	後北条氏の滅亡。榊原康政の館林城入城・立藩(10万石)内蔵新田の開発。
	文禄3年(1594)	会の川の上川俣における締め切り。現利根川河道が本流となる。
	文禄4年(1595)	館林城主榊原康政の命による利根川や渡良瀬川堤防(文禄堤)の築造。現在の西岡台地の北縁を流れるルートが渡良瀬川の本流となる。
近世	元和3年(1617)	大荷場・細谷・離村の建置。(西岡新田も同時期)
	元和7年(1621)	利根川新川通の開削。(上野国嶋村地先～武蔵国栗橋町)
	寛永元年(1624)	渡良瀬川堤防の決壊。(その後、幕末まで37回の洪水・出水を記録)
	寛永14年(1637)	利根川大洪水。(その後、幕末まで23回の洪水・出水を記録)
	寛文元年(1661)	徳川綱吉が館林城主に赴任。
	寛文年間	上流部における矢場川の渡良瀬川への付替えにより矢場川の廃川化。
	天和2年(1682)	谷田川の大出水。(その後、幕末まで18回の洪水・出水を記録)
	享保9年(1724)	板倉沼の新田開発願。(荻野家文書)
	享保11年(1726)	板倉沼の出水。(その後、幕末まで11回の洪水・出水を記録)
	寛保2年(1742)	江戸時代最大の水害。利根川、渡良瀬川、谷田川で破堤。
	寛延3年(1750)	5カ村(大曲、大荷場、細谷、離、内蔵新田)による板倉沼開発願。
	天明3年(1783)	浅間山大噴火。河床上昇により、以後利根川・渡良瀬川洪水の増加。
	文政6年(1823)	雷電神社本殿・拝殿・総地形の再建。
天保9年(1838)	合の川(古利根)の呑口における締め切り。	

(3) 近代以降

明治 22 (1889) 年、町村制施行により、4 村が誕生した。日露戦争や富国強兵政策を背景とした食糧増産の必要性から、当地域の生産地としての重要性が認められ、明治末年以降、大規模な治水事業が展開された。利根川では高水工事（川幅の拡幅・直線化・堤防拡幅補強）第 I 期改修工事が明治 33 年から始まり（至、昭和 5 年）、次いで渡良瀬川でも明治 43 年から改修工事が着手され、藤岡台地を開削し、除川以南の蛇行河川を廃し、また大正 7 (1922) 年には、渡良瀬遊水地を竣工した。

さらに排水路と排水機場の整備を主とした土地改良事業が大正末期から進められ、県営邑楽郡東部用排水改良事業や県営邑楽東部土地改良事業などの事業が実施された。また、県営板倉沼開墾事業（昭和 12～16 年）や農地の開墾や昭和 16 年施行着手の西谷田第一圃場整備事業を皮切りに、町内の農地の大半において、耕地整理が行われ、一大穀倉地帯を形成するようになった。

1980 年代以降

昭和 22 (1947) 年のカスリーン台風を最後に治水対策が充実し、甚大な洪水被害を受けていない。次第に広大な沼地や農地においては都市の需要に応じた大規模土地利用転換がみられるようになった。昭和 50 年代以降、板倉沼は工業団地に、海老瀬の水田地帯はニュータウン等に替わり、水場の環境は変化が進んでいる。

そのなかで、水場の歴史・文化・自然等を詳細に記録した板倉町史の発刊や国民文化祭の開催は、板倉町のアイデンティティとしての水場の環境を見直すきっかけを提供している。

表 2-2-2 板倉町のあゆみ（近代以降）

	年代	できごと
近現代	明治 22 年 (1889)	町村制施行により、4 村（西谷田村・海老瀬村・大箇野村・伊奈良村）の誕生。
	年明治 23 (1890)	足尾銅山鉱毒の被害が強まる。
	明治 29 年 (1896)	利根川・渡良瀬川堤防の決壊により大水害。
		渡良瀬川洪水により足尾銅山鉱毒水が混入し、被害甚大。(1898 年も同様)
	明治 39 年 (1906)	渡良瀬川堤防の決壊により大水害。
		利根川第三期改修工事開始。 渡良瀬川改修工事開始。
	明治 43 年 (1910)	利根川・渡良瀬川堤防の決壊により大水害発生。
		利根川河川改修事業。
	大正 7 年 (1918)	渡瀬遊水池の完成。
	大正 11 年 (1922)	渡良瀬川の流路変更。藤岡台地を開削し、除川以南を廢川化。
	大正 15 年 (1926)	県営邑楽郡東部用排水改良事業開始。(～1934)
	昭和 12 年 (1937)	県営板倉沼開墾事業開始。(～1941)
	昭和 16 年 (1941)	西谷田第一圃場整備開始。(～1948)
		県営邑楽排水改良事業・県営仲伊谷田排水改良事業 (～1945)
	昭和 20 年 (1945)	県営谷田川機械排水事業開始。(～1949)
	昭和 22 年 (1947)	カスリーン台風襲来。渡良瀬川堤防の決壊。
	昭和 30 年 (1955)	4 村が合併による板倉町の誕生。
	昭和 34 年 (1959)	県営邑楽東部土地改良事業開始。(～1973)
	昭和 53 年 (1978)	板倉町史の発刊。(～1989)
	昭和 55 年 (1980)	板倉工業団地の完成。(板倉沼消失)
昭和 59 年 (1984)	板倉ゴルフ場の完成。	
昭和 61 年 (1986)	群馬の水郷の完成。	
平成 9 年 (1997)	板倉東洋大学駅の開設。 東洋大学板倉キャンパスの開学。	
平成 10 年 (1998)	板倉ニュータウンの分譲開始。	
平成 13 年 (2001)	国民文化祭「水の文化フェスティバル」の開催。	

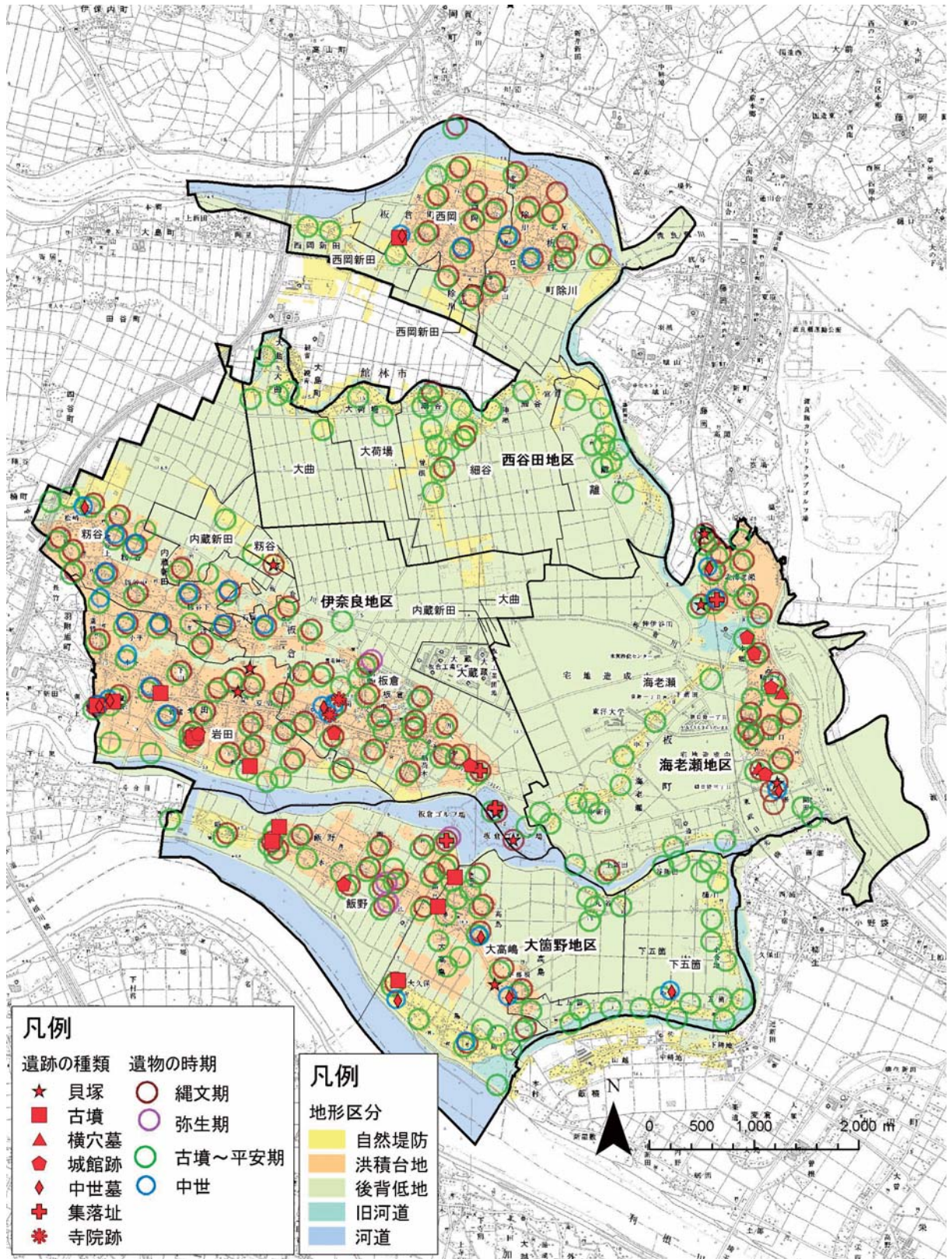


図 2-2-1 板倉町の遺跡分布
 遺跡の位置や内容は、1992年『板倉町の遺跡―町内遺跡詳細分布調査報告書―』（板倉町教育委員会）を参照

第2項 板倉町の水害

(1) 水害の発生状況および特徴

渡良瀬川、利根川、谷田川が流れ込み、加えて広大な板倉沼の立地した板倉町では、有史以来、洪水に見舞われた地域であり、低地の遺跡からも洪水に見舞われた形跡が確認される。低地では、河川の氾濫による洪水被害が度重なるとともに、洪水発生後にも長期間にわたり湛水した。

近世以降では、寛永元（1624）年から昭和22（1947）年までの324年間に、65回の破堤・氾濫が記録されており、その特徴から大きく3つの期間に区分される。

第1期は1680年～1740年代、第2期は1790～1830年代、第3期は1840～1910年代である。第1期の特徴は、細谷村と板倉村に水害が多いことであり、2村の間に位置する板倉沼の増水による水害が多いことを示し、第2期は除川村と離村の水害が著しく、特に渡良瀬川のより上流側での決壊が目立つ。第3期には離村の水害が減少し、海老瀬村が著しく増加しており、渡良瀬川のより下流側に決壊箇所が移動している。

第1期には河川の決壊ではなく、内水排水が出来ない状態となつての水害であるのに対して、第2期、第3期では渡良瀬川による氾濫が主であり、各期により発生地域と要因が変化している。第2期は天明3（1783）年の浅間山の噴火により河床が上昇し水害が多発する時期であり、第3期では河床の上昇に加え、関宿における江戸川の棒出し事業（江戸川の水量調節のため、江戸川の流頭部の両岸から突き出した一対の堤を設ける事業）が実施された時期にあたり、そのため利根川と渡良瀬川の合流付近から逆流し、海老瀬村の水害を顕著にしたと推察される。

古代以来、度重なる洪水に見舞われた板倉町ではあるが、明治43（1910）年の大洪水を契機に治水事業が本格化し、現在では昭和22（1947）年のカスリーン台風以降60年あまり水害は発生していない。

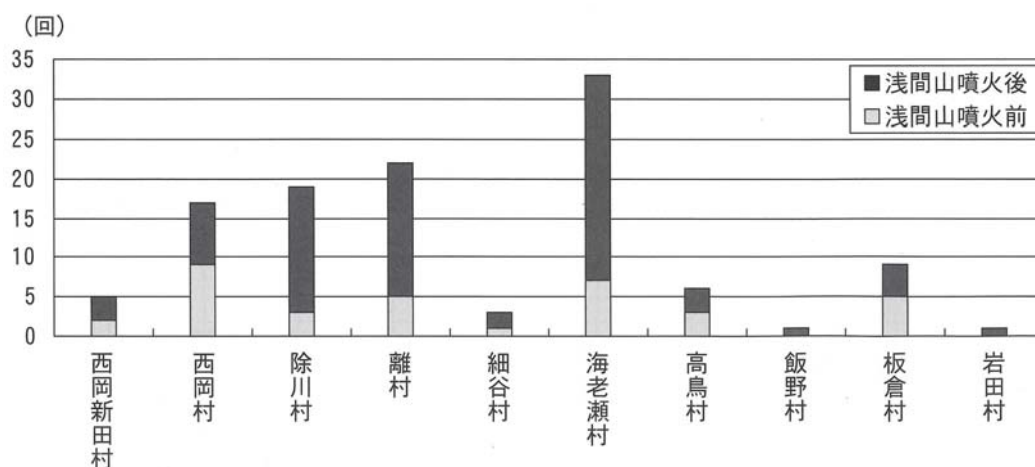


図 2-2-2 災害地別決壊数
(出典：2004『水塚調査報告書』 p. 12)

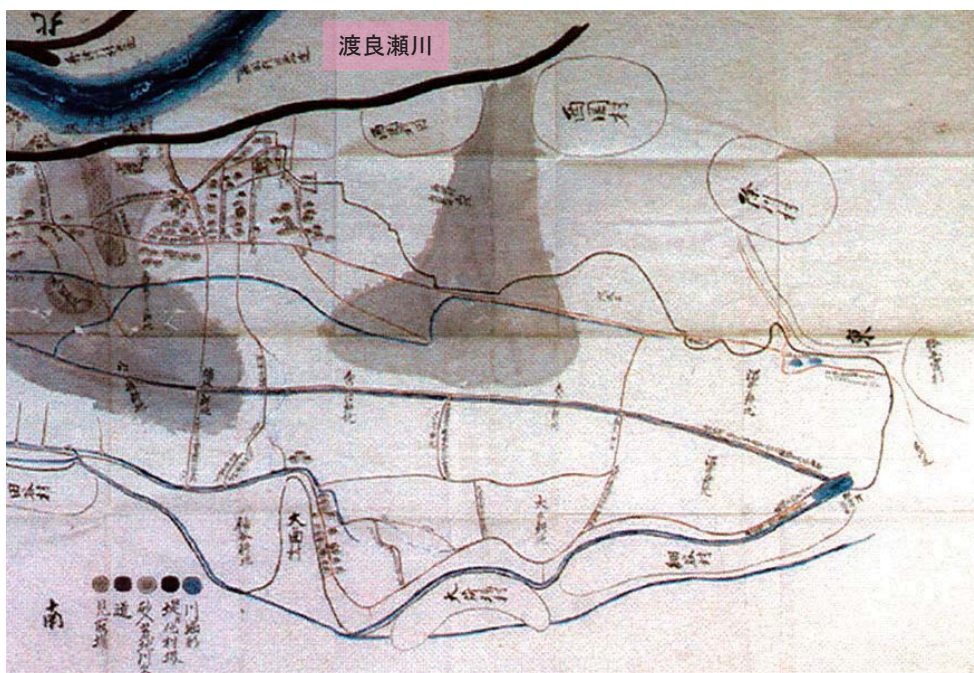


図 2-2-3 渡良瀬川館林領地図（一部）（年代不詳） 館林市教育委員会所蔵

作成目的、作成年代ともに不明である。渡良瀬川の流路の下方に黒太線で堤が描かれている。現板倉町における各集落は概ねの領域のみが示されており、渡良瀬川沿いの西岡新田、西岡村、除川村、旧矢場川沿いの大曲村、大荷場村、細谷村が確認できる。薄い灰色で塗られた範囲は、水害時における渡良瀬川堤防の決壊によって、砂地となった部分を示しており、その範囲と洪水流の流入方向が理解できる。

（2）カスリーン台風による水害状況

昭和 22（1947）9 月 15 日夜 11 時 30 分頃、海老瀬村道祖神地先において渡良瀬遊水地の堤防が 80m 決壊し、さらに 11 時 50 分には約 100m 南方の本郷地先において決壊した。洪水は板倉低地を水没させ、その水は館林市の城沼北部まで達し、約 28km² の広大な面積を浸水した。また洪水後は長期にわたり湛水状態が続き、板倉沼周辺の海拔 15m 以下の地域における湛水日数は 20 日間、下新田自然堤防の東側では 30 日に達した。



写真 2-2-1 カスリーン台風による水害状況

（左：雷電神社裏より細谷方面を望む 中：海老瀬村地先東武日光線の惨状
右：渡良瀬川堤防上の仮小屋と避難民）

第3項 土木的治水事業

(1) 中世末期から近世における治水事業

板倉町における低地の開発が本格的に始動するのは中世末から近世初期であり、いくつかの大規模な土木的治水事業により、低地における洪水の軽減を図るとともに、集落形成や開墾を可能としてきた。

板倉町における大規模な土木事業のうち、最も古い記録は、文禄4(1595)年の築堤である。天正18(1590)年に館林藩主となった榊原康政は、新田開発に着手し、文禄4(1595)年には利根川および渡良瀬川に館林藩全体を囲う連続堤(文禄堤)を築堤した。また、谷田川下流部の両岸の堤についても、文禄堤またはほぼ同じ年代に築堤されたものとされている。

これら中世末から近世初期の堤は、その後の集落形成の基幹となり、現在も比較的良くその地形が残存する。また低地の利用が進む中で、洪水とそれに伴う湛水被害から集落や農地を守るための小規模な堤が堤外地や集落周辺等に築堤され、さらに谷田川の堤も徐々に上流側に整備が進んでいった。これらの堤の状況は、近代初期に測図された明治17(1884)年2万分の1迅速測図において分布を確認することが出来る(図2-2-6)。

また、近世に行われた大規模な土木事業として、築堤のほかに河川の瀬替えが挙げられる。渡良瀬川水系では、寛文元(1661)年に、館林藩主の徳川綱吉によって矢場川の廢川化が行われた。この廢川化は自然堤防集落の開発すなわち治水・排水が目的であったと考えられる。

利根川では、近世以降、流路の東遷と直線化が盛んに行われた。大箇野地区東側の旧合の川は、天保9(1838)年に締め切られた利根川河道のひとつである。利根川流域の旧河道のうち、旧合の川は堤帯が両岸ともに現存する数少ない事例であり、締め切り跡の堤もあわせて現存していることから、貴重なものとなっている。

治水のための様々な土木事業により低地の開発は着実に前進したものの、近世には洪水は依然として頻繁に発生した。堤は河川の氾濫を軽減する一方で、自然排水を抑制し内水の滞留を助長した。板倉低地は堤に取り囲まれることにより、洪水時には利根川流域の遊水地としての機能を有した。

表2-2-3 文禄堤の規模(1910『上野國志』より引用)

	距離	高さ
利根川堤防	太田市古戸より下五箇まで 33.0km	4.5~7.2m
渡良瀬川堤防	足利市田中町より海老瀬まで 21.8km	3.6~5.4m

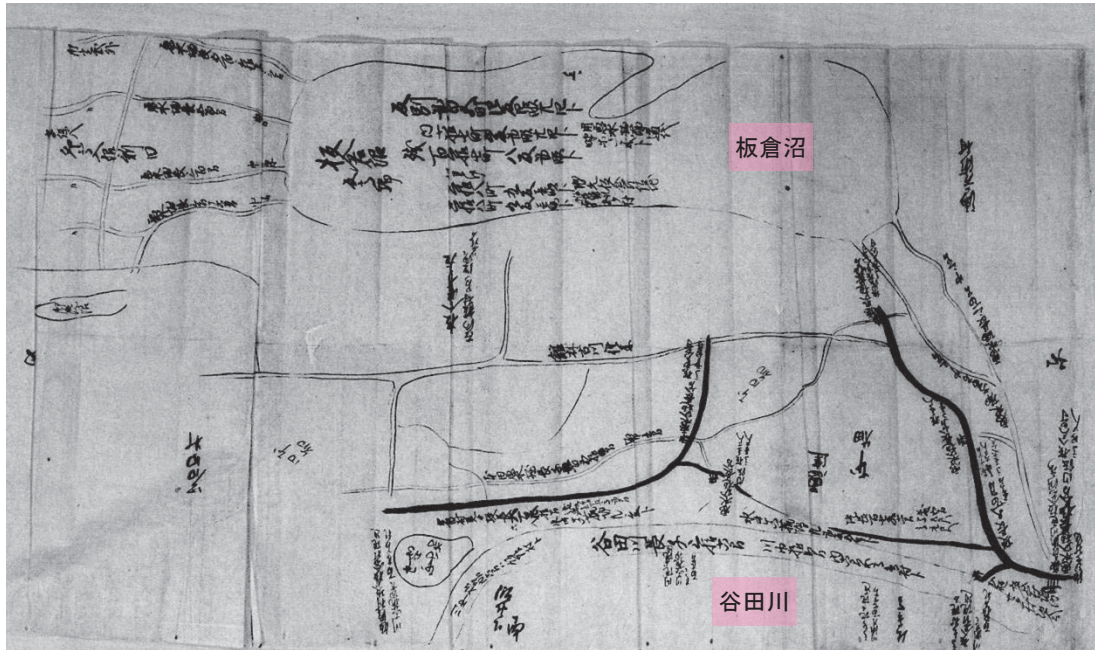


図2-2-4 寛政2（1790）年 用悪水堀ならびに坎樋絵図板倉村絵図 『荻野家文書』荻野貞雄氏蔵
 用悪水堀や坎樋に関して幕府の御普請役へ提出した絵図の下書きで、飯野村・高鳥村・岩田村と申し合わせた絵図とある。屋敷地や寺社は描かれていないが、用悪水堀や坎樋とともに堤の位置、寸法が明確に示されている。太線で示されている谷田川の堤が小保呂において開いた状態になっており、洪水時に谷田川の越流水を板倉沼へ排出する治水システムが採られていたものと推察される。

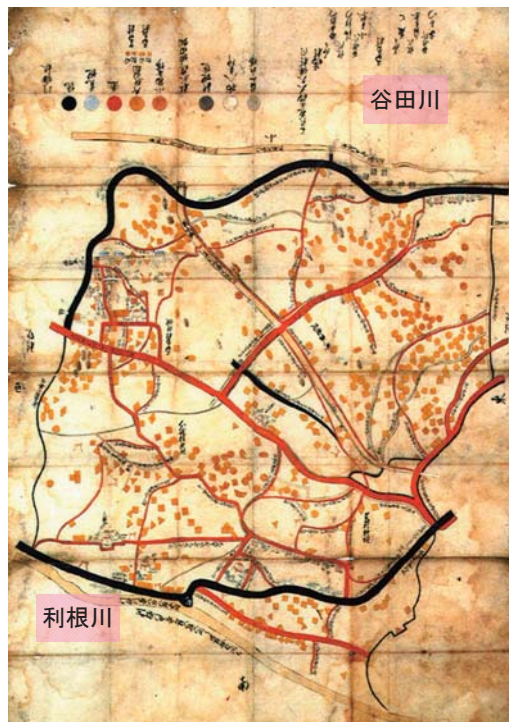
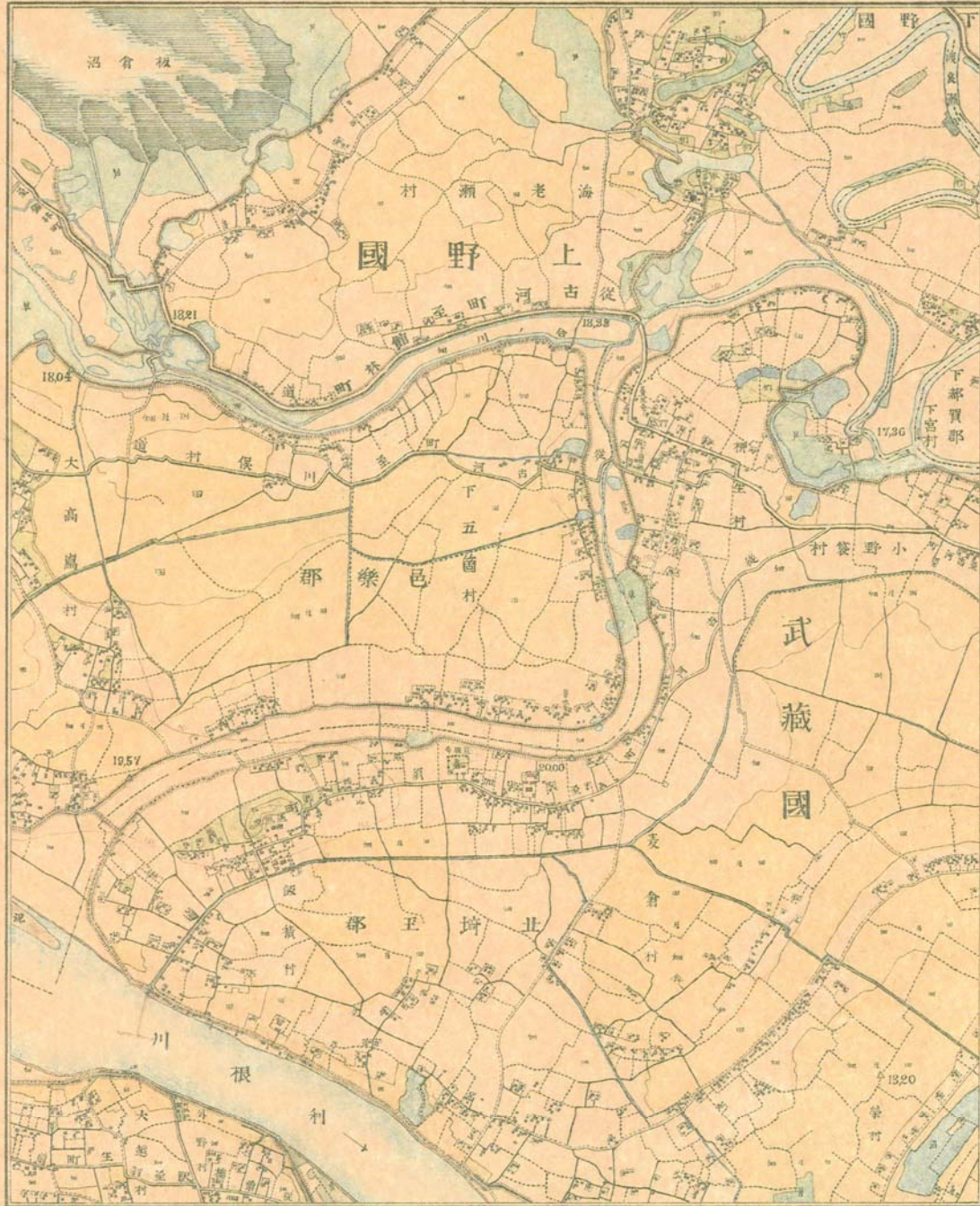


図2-2-5 天明年間（1781～1789年）三ヶ村（大久保・嶋・高鳥村）絵図 川嶋知司氏蔵
 描かれた目的は明らかではないが、土地利用、屋敷や寺社の位置、道路・水路網を詳細に把握できる。南側の利根川から合の川と、北側の谷田川に沿って黒い太線で堤が描かれる。なお、水路、道、社寺などに関しては、現状と大きな変化は認められない。

村倉麥郡王埼北國藏武縣王埼

明治十七年七月

第四班第四十一号之二



小地測量第三班測手陸軍省十五等出仕桑田立三

図 2-2-6 明治 17 (1884) 年測量 2 万分の 1 フランス式彩色地図 複製 (財) 日本地図センター発行
 ※『第一軍管地方二万分一迅速測圖原圖』(国土地理院)
 現在の板倉町と、茨城県古河市、栃木県下都賀郡野木町・藤岡町、埼玉県北埼玉郡北川辺町にあたる。

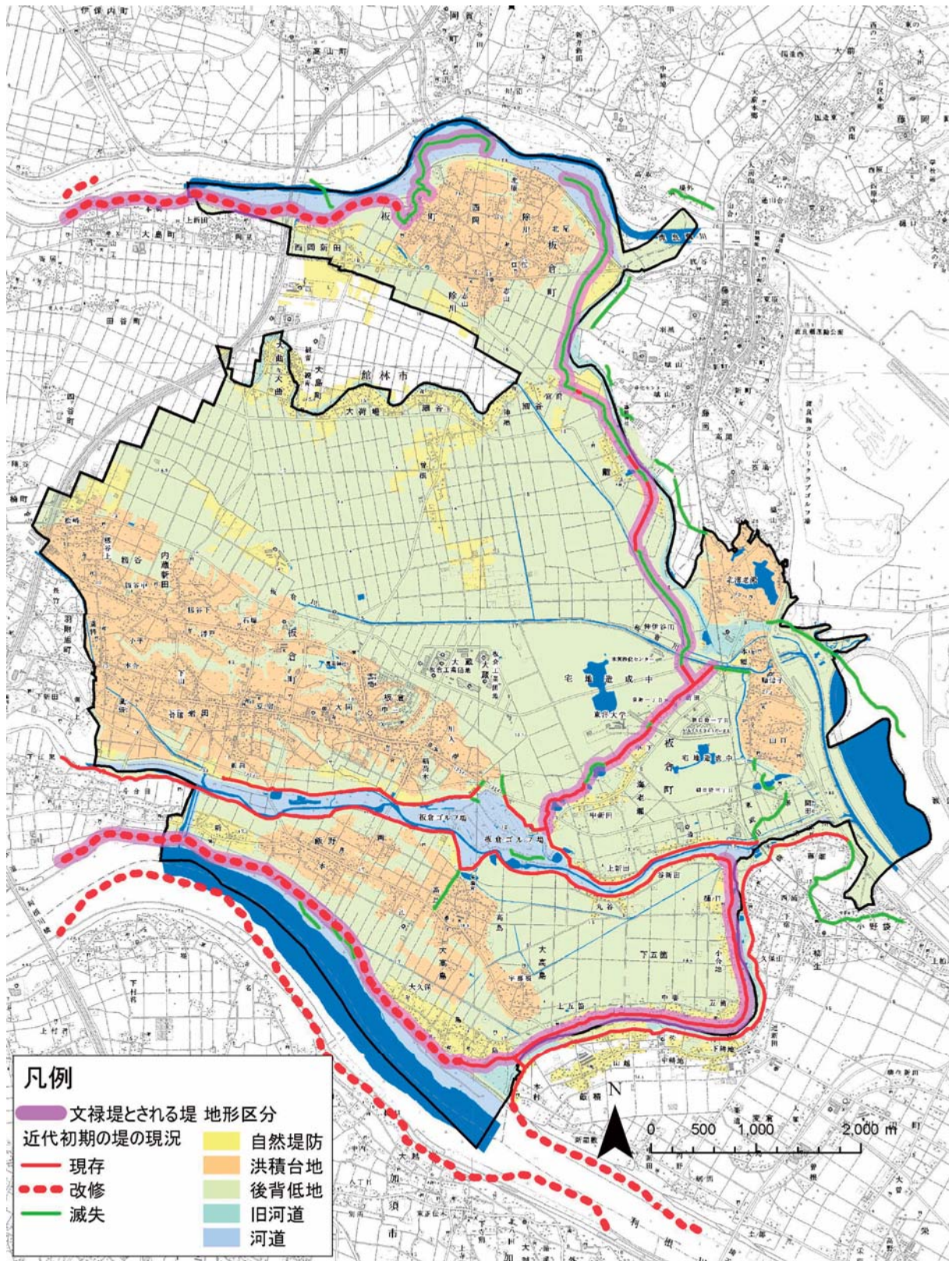


図 2-2-7 近代初期に確認できる堤の現況

明治 17 (1884) 年 2 万分の 1 迅速測図において確認可能な堤を抽出。

大部分の堤は江戸時代の絵図において確認できるが、その築造年代は明らかになっていない。そのなかで、図中に示した文禄堤は、文禄 4 (1595) 年に榊原康政の命を受け、荒瀬彦兵衛および石川佐次右衛門らによって築造されたと伝えられている。



写真 2-2-2 近世期の堤・旧河道の状況
 (上段は文禄堤。左：大字離 中右：大字海老瀬下新田
 下段左：渡良瀬川旧河道 中：合の川旧河道 右：合の川締め切り跡)

(2) 近代以降の治水事業

近代以降には、近世にも増してさらに大規模かつ高度な治水事業が施された。事業としては河川の付け替え、堤防の築堤が主である。

河川の付け替え事業としては、大正 7 (1918) 年の渡良瀬川における事業が挙げられる。渡良瀬川の除川付近を締め切り、藤岡台地に放水路が開削された。これにより除川以南の流路は廃川化した。

渡良瀬川の東流に次いで、大正 11 (1922) 年には、

渡良瀬遊水池の建設事業が竣工し、これら一連の事業により、板倉低地の遊水地としての機能は、渡良瀬遊水池に移行したと言える。

利根川では、明治 43 (1910) 年の大洪水の被害を受けたことを契機とし、大規模連続堤が築造され、その後も堤防の増強や川幅の拡張などの河川改修事業は継続的に幾度も行われている。

これら治水のための事業に次いで、内水排除のためのシステムを確立するべく、大正 15 (1926) 年を皮切りに、昭和 20 (1945) 年に至り、排水事業が実施された。さらに昭和 12 (1937) 年以降、板倉沼の開墾事業や農地の土地改良事業が概ね昭和 40 年代まで行われた。



写真 2-2-3 土端打ち作業風景
 (西岡地先、大正～昭和初期)

第4項 低地開発

遺跡等からもうかがえる様に、有史以来、板倉町におけるくらしは、基本的には洪積台地上を主とするものであった。沖積低地は、洪水流の影響が大きく、また水はけの悪い湿潤な立地であるため、その開発は困難であった。沖積低地における集落の形成や耕地の開墾が始まるのは、概ね近世以降であり、今日見られる低地の広大な水田地帯は、基本的に近代以降の整備に基づくものである。

(1) 新田開発・新田集落の形成（近世期）

第一の大きな変化は、中世末期の文禄堤の築堤以後、近世期にわたり行われた新田開発と自然堤防上の集落の形成である。新たな農地を求め、沖積低地の開墾を行ったと同時に、居住地が微高地である自然堤防上、もしくは自然堤防の地形を利用して築堤された文禄堤上において広がり、大荷場、細谷、離、西岡新田等の新田集落が形成されるようになった。なお、海老瀬村の新田集落の成立に関する記録は現在確認されていないが、表 2-2-5 に示すとおり、海老瀬村の石高は寛文 8（1668）年とくらべて元禄 16（1703）年に著しく伸びていることから、この間に新田開発が行われ、それに伴い自然堤防上にも集落が形成されたと考えられる。

享保期（1716～1736 年）および宝暦期（1751～1764 年）になると、板倉沼の部分的な埋め立てにより開田が進み、大幅に耕地面積が増加した。図 2-2-9 の板倉村絵図（1745 年）は、当時の板倉村の様子を描いたものであり、板倉沼西側の低地に田畑が開墾されている様子をうかがうことが出来る。また表 2-2-5 に示す各年代の石高から、近世初期の万治 2（1659）年と後期の天保 5（1834）年を比較すると、板倉村では 15 倍以上に増えている。その他、石高の増加の大きい海老瀬村、飯野村、西岡新田、除川村については、変化する時期は概ね 17 世紀である（図 2-2-8）。このことから、江戸時代を通じて新田開発は続いたが、新田開発とそれに伴う自然堤防集落の形成は概ね江戸初期に限定されるものと推察される。

表 2-2-4 主な自然堤防上の集落の開発・建置年代

村名	開発又は建置年代
西岡新田	寛永年間（1624～1643 年）建置
大荷場村	元和 3（1617）年建置
細谷村	元和 3（1617）年建置
離村	元和 3（1617）年建置
海老瀬村 （上新田・中新田・下新田）	近世期 寛文 8（1668）年から元禄 16（1703） 年の間と推測される。

（1969『館林市誌』より引用）

表 2-2-5 板倉町内各村の石高の変遷
 (『板倉町史』上巻 p. 563 を一部加工)

旧 村 名	万治2年 1659年	寛文8年 1668年	元禄16年 1703年	文政10年 1827年	天保5年 1834年	明治元年 1868年
海老瀬村	886.17	866.17	2501.512	2786	2783.28269	2785.086
大久保村	2029.673	2069.673	2237.178	—	2237.178	—
大久保村	—	—	—	943	—	943.239
島村	—	—	—	—	—	564.604
高島村	—	—	—	629	—	629.334
下五箇村	665.4	665.4	665.4	665	665.4	665.4
飯野村	507.622	833.447	953.065	954	960.915	963.395
板倉村	108	507.652	824.082	1722	1722.209	1722.209
岩田村	797.237	300	843.617	843	843.617	843.617
浮戸村	300	—	103.931	103	—	103.931
初谷村	1302.03	1262.076	1421.218	1400	1400.759	1400.757
西岡村	393	393	404.14	404	404.14	405.203
西岡新田	241	241.17	377.683	377	377.683	377.683
除川村	509.37	509.37	794.653	794	794.7402	794.653
伊谷田村	2892	797.237	—	—	—	—
大荷場村	—	—	499.861	499	499.861	499.861
大曲村	—	—	643.912	643	643.912	643.912
細谷村	—	—	1207.422	1207	1207.642	1207.642
籙村	—	—	527.796	527	545.78	542.484
内蔵新田	—	—	154.166	154	154.166	154.166
石高総計	10631.502	8445.195	14159.636	14650	15241.2849	15247.176

注) 旧村名は概ね現在の大字名に相当する。
 1.5倍以上に増加した村
 2倍以上に増加した村

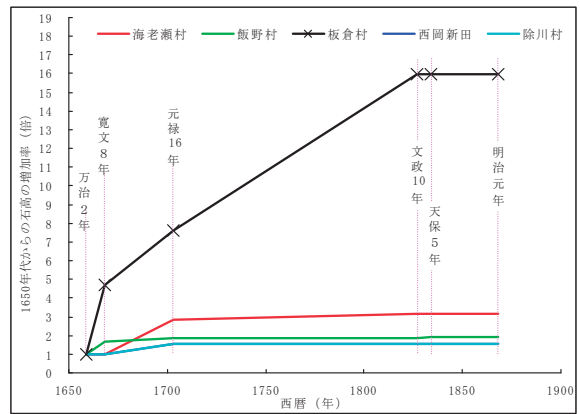


図 2-2-8 石高の変遷比率
 (増加率の大きい5ヶ村分)

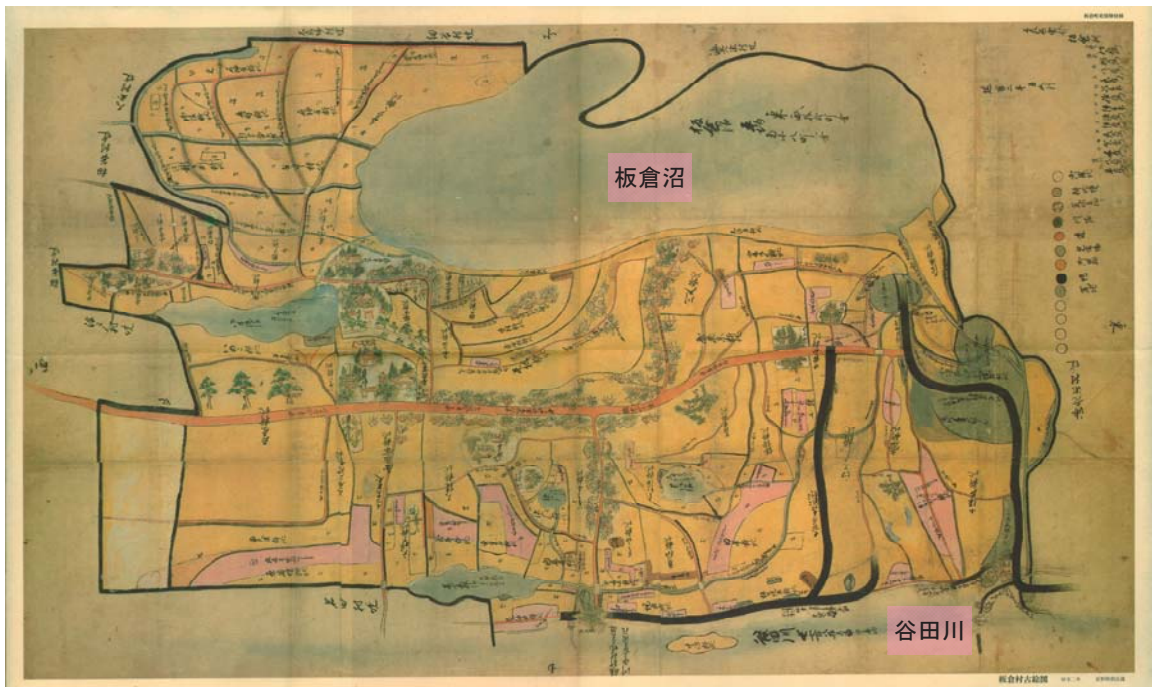


図 2-2-9 延享2(1745)年 板倉村絵図 『荻野家文書』(荻野貞雄氏蔵)

絵図作成の3年前の寛保2(1742)年におきた洪水後の板倉村の状態を示すために描かれたものと推察される。板倉村の土地利用、屋敷や寺社の位置、道路・水路網を詳細に把握できる。絵図上で黒い太線で示されている谷田川の堤が連続堤ではなく、部分的に開いた状態になっており、洪水時に谷田川の越流水を板倉沼へ排出する治水システムが採られていたことが分かる。寛政2年の「用悪水堀ならびに坎樋絵図」は「板倉村絵図」同様に、谷田川の堤が小保呂において台地に接合することがより詳細に読み取ることができる。

(2) 土地改良による地貌の変容（近代から昭和 50 年代）

第二の変化は、明治期から戦後期にかけての土地改良と水田の拡大（開墾）であり、農業の発展と安定した居住環境を創造するために、様々な治水に関する事業が行われてきた。大正期には渡良瀬川では河道付け替えや渡良瀬遊水地の竣工があり、利根川では、明治末期に大規模連続堤が築造され、堤防増強、川幅拡張等が継続的に幾度も行われている。

水田の拡大（開墾）は、第一に、昭和 12（1937）年の県営板倉沼開墾事業による板倉沼の埋立てによる約 120ha の開田、第二に、昭和 39（1964）年以降に行われた約 120ha の畑地の陸田化（洪積台地上や自然堤防上の畑地に機械で用水をくみ上げ、水田を造成する事業）を挙げることができる。一方、農地の土地改良としては、第一に湿田から乾田への転換があり、それは県営邑楽郡東部用排水改良事業（大正 15～昭和 9 年）や県営邑楽東部土地改良事業（昭和 34～48 年）による排水路や排水機場が整備に依るものである。第二に、水田を 100×30m の整形の耕地に改良する圃場整備があり、昭和 16（1941）年から昭和 23（1948）年にかけて施行された西谷田第一耕地整理組合の事業を皮切りに、現在まで町内で 33 の地区、2,348ha で行われている。

(3) 沖積低地における大規模土地利用転換（昭和 50 年代から現在）

第三の変化は、この 30 年来の動きとして、後背低地部分の農地や沼地、堤外地における大規模な土地利用転換である。表 2-2-6 のとおり、低湿な自然条件を克服し、これまでにみられなかったニュータウンや大学、工業団地、公園、ゴルフ場などの土地利用が現れている。特にニュータウンの開発においては、当該土地へのアクセス道路建設をはじめ、周囲の土地利用にも大きな変化を与えている。

表 2-2-6 板倉町における近年の大規模土地利用転換

完成年	従前の土地利用	従後の土地利用
昭和 53（1978）年	亥ノ子沼	公園
昭和 55（1980）年	板倉沼	工場地
昭和 59（1984）年	農地・荒地	ゴルフ場
昭和 61（1986）年	農地・森林・荒地	群馬の水郷
平成 10（1998）年	農地	板倉ニュータウン

第5項 近代以降における土地利用の変遷状況

近代以降における板倉町の土地利用は、地図上からも著しく変化してきたことが読み取れる。低地の開発に伴い、町域の水面は著しく減少し、また近代初期まで土地利用面積が最も広大であった畑地（桑畑等を含む）が減少する一方で、水田が徐々に広がり、現在は町の面積のほぼ半分を水田が占めるに至っている。これに対して近代初期に確認される洪積台地上と自然堤防上の居住地の分布には大きな変化は見られず、特に自然堤防上の集落においてその傾向は顕著である。しかし、現在、低地に新しい居住地や工業用地等の利用が広がりつつある。（図 2-2-10）

（1）明治 17（1884）年の土地利用（図 2-2-11）

町域の中央部に広大な板倉沼が広がり、その周辺域も草地（ヨシ原）となっている。板倉沼以外にも河道や自然堤防に沿って小規模な池沼が多く存在し、海老瀬から谷田川にかけては特に顕著である。渡良瀬川は除川から南流し、離を経て海老瀬に至る東遷前のルートである。

最も多い土地利用は畑地（桑畑、果樹園を含む）であり、洪積台地から自然堤防周辺の低地に広く分布する。水田は畑地に次ぐ面積で低地に部分的に分布する。居住地は洪積台地と自然堤防上に分布し、また居住地周辺は主として畑地として利用する傾向も認められ、さらに居住地に併設して樹林（ナラ、クヌギ等）も多く見られる。河川沿いにも樹林地（ヤナギ）は多く分布する。

（2）昭和 22（1947）年の土地利用図（図 2-2-12）

町域中央部の板倉沼は、昭和 12（1937）年からの開墾事業によりその面積を大幅に縮小し、また渡良瀬川は大正 11 年の東遷事業により除川以南は廃川となっている。後背低地では、明治 17 年に草地や畑地であった個所の一部が水田に変化している。居住地については、その領域が若干広がる傾向は認められるものの、洪積台地や自然堤防に立地する傾向に変化は認められない。

（3）昭和 47（1972）年の土地利用図（図 2-2-13）

板倉沼や隣接する亥の子沼はさらに縮小している。同時に後背低地はほぼ全域について水田として整備が進んでいる。町域の面積のほぼ半分は水田となり、畑地は水田の増加に伴い減少している。これらの水田は土地改良事業により、整然と区画された広大な水田地帯（乾田）として整備がなされたものである。この時期においても居住地は、洪積台地や自然堤防上に分布する基本的な分布傾向に変化はない。

(4) 平成 14 (2002) 年の土地利用図 (図 2-2-14)

板倉沼や亥の子沼は埋め立てられ消滅している。後背低地において耕地整理された水田は概ね維持されているものの、かつての板倉沼の埋め立て跡周辺では、工業団地やニュータウンおよび大学として新たな土地利用が展開されている。また、谷田川は河川敷にゴルフ場や公園などのレクリエーション施設が開発されるとともに、その流路の一部に変化がみられる。その一方で、旧来の洪積台地や自然堤防における既存の居住地に関しては、その分布に大きな変化はみられない。

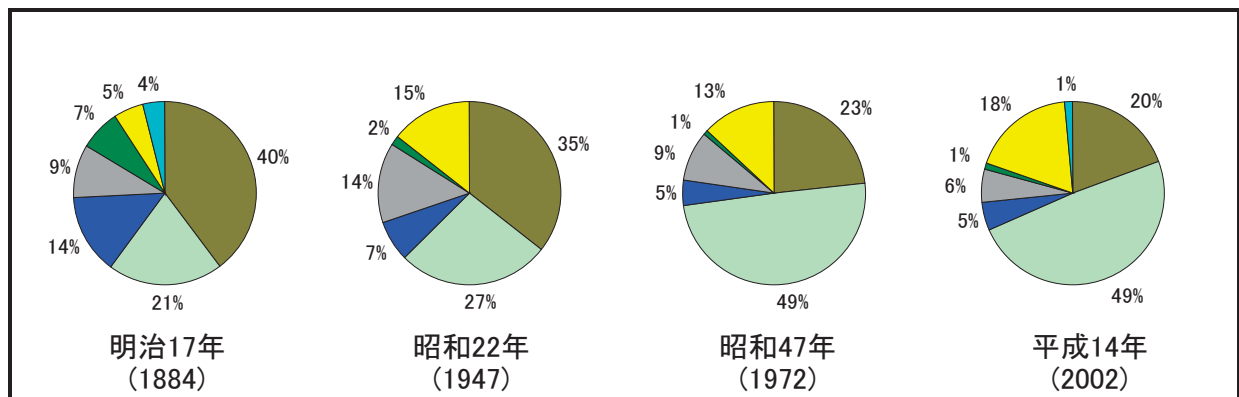
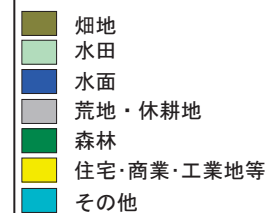


図 2-2-10 各年代における土地利用の割合

図 2-2-11～2-2-14 に示す各年代の土地利用凡例の判読を行い、土地利用面積の割合を求めた。図中凡例「その他」は、各年代の面積比較を行うにあたり、重要度が低い凡例についてまとめたものである。(明治 17 年のその他は、堤・法面、砂州を、平成 17 年は公園緑地を表す)



(5) 土地利用の変化が小さい区域の抽出

明治 17 年から現在まで土地利用が大きく変化していない区域の抽出を行った (図 2-2-15)。抽出の結果、板倉、西岡・除川、海老瀬、飯野などの洪積台地では、全般に土地利用の変化が少ない傾向がみられ、その多くが畑地と住宅地等として近代初期より継承されている。

低地では自然堤防に形成された集落において土地利用の変化が少なく、住宅地等や畑地、水面 (池沼) が継承されている。低地の水田について、明治初期からの利用がまとまって確認されるのは、大曲、大荷場、細谷の南側から内蔵新田、初谷にかけての板倉沼北縁の区域と、下五箇および大高嶋に広がる区域 (五箇谷田んぼ) が主な区域である。また海老瀬の下新田自然堤防の南側や、邑楽台地における侵食谷の水田も旧来の土地利用を継承していることが明らかとなった。

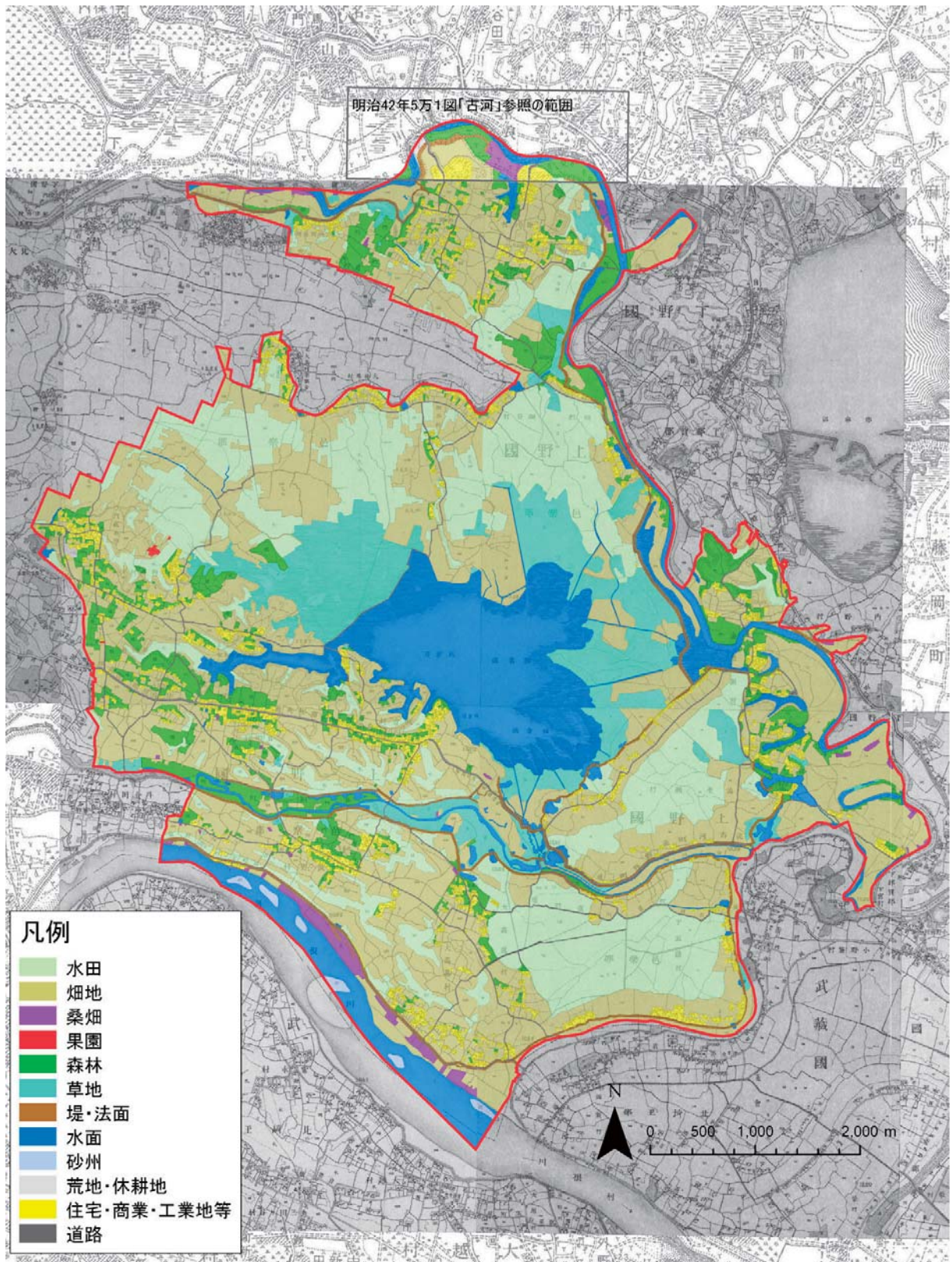


図2-2-11 明治17（1884）年の土地利用
 (『第一軍管区地方2万分1迅速測図原図』の土地利用情報をトレース)

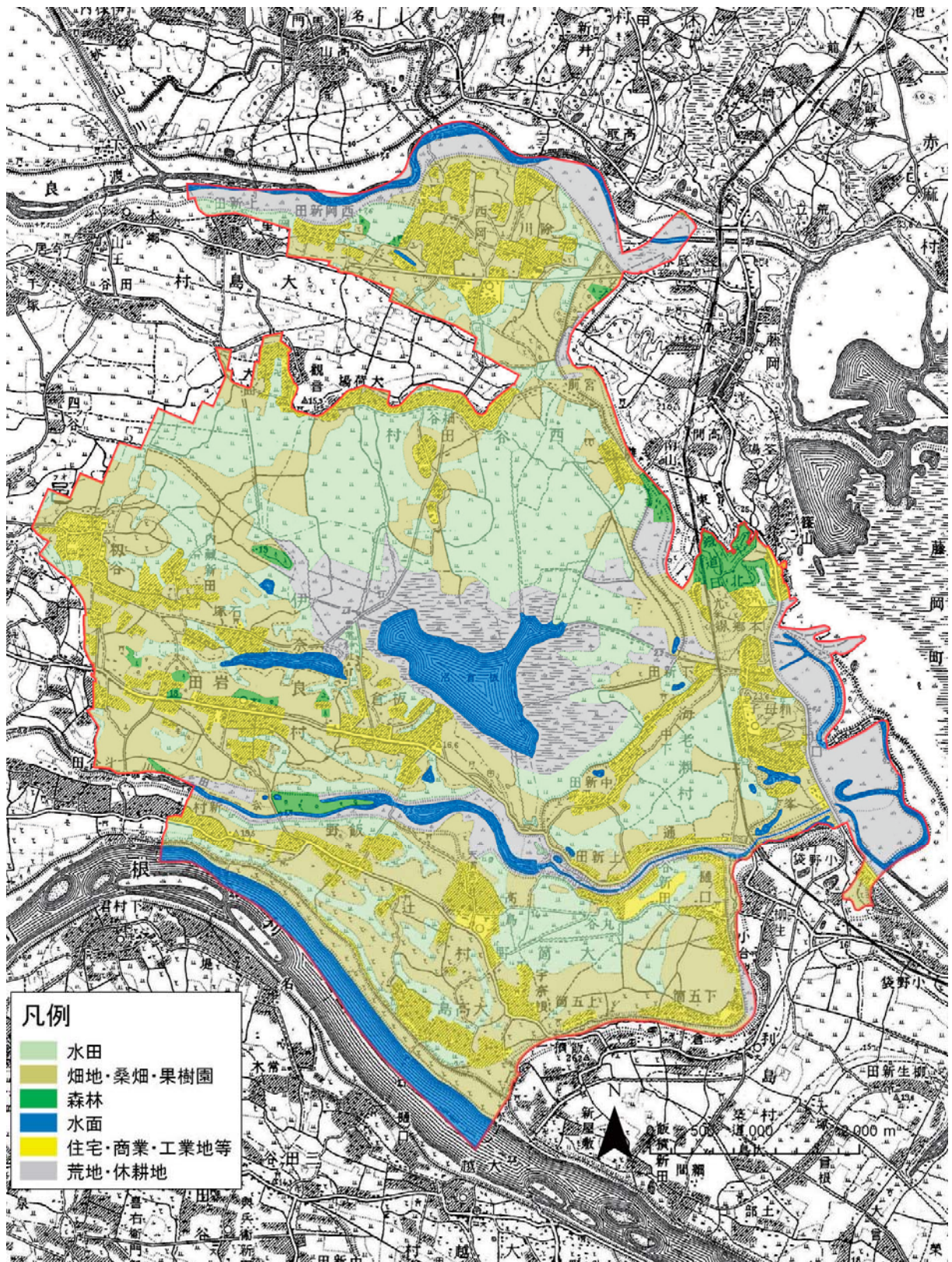


図 2-2-12 昭和 22 (1947) 年の土地利用図 (5 万分の 1 地形図の土地利用情報をトレース)

当時期における地形図の凡例は水田について乾田、湿田、沼田に最区分されており、町域の水田はほぼ全てが湿田であったことが判読できる。また樹林地は明治 17 (1884) 年と比較して大幅に減少しているものの、地図の描画精度が異なるため、詳細は不明である。

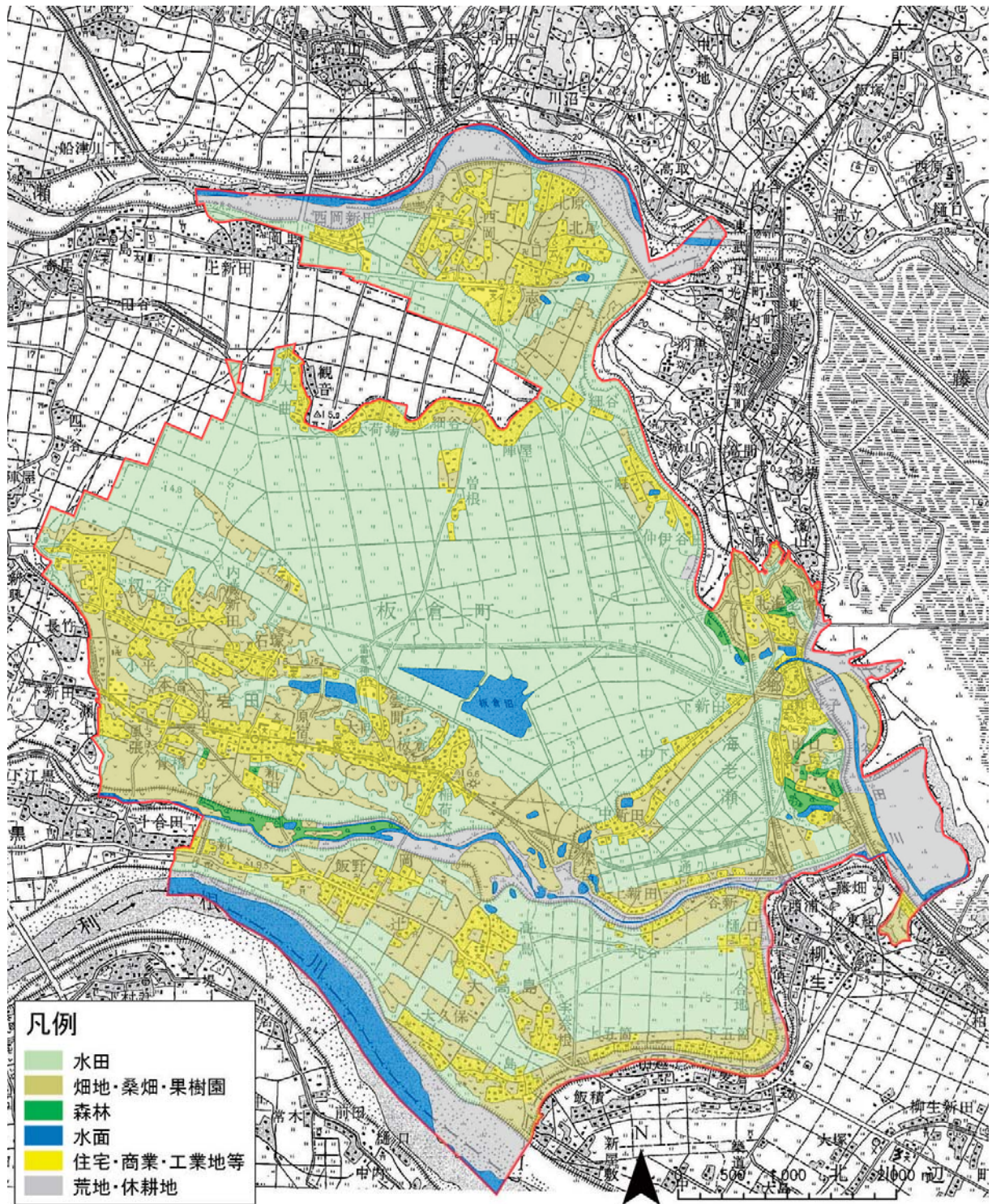


図 2-2-13 昭和 47 (1972) 年の土地利用図 (2 万 5 千分の 1 地形図の土地利用情報をトレース)

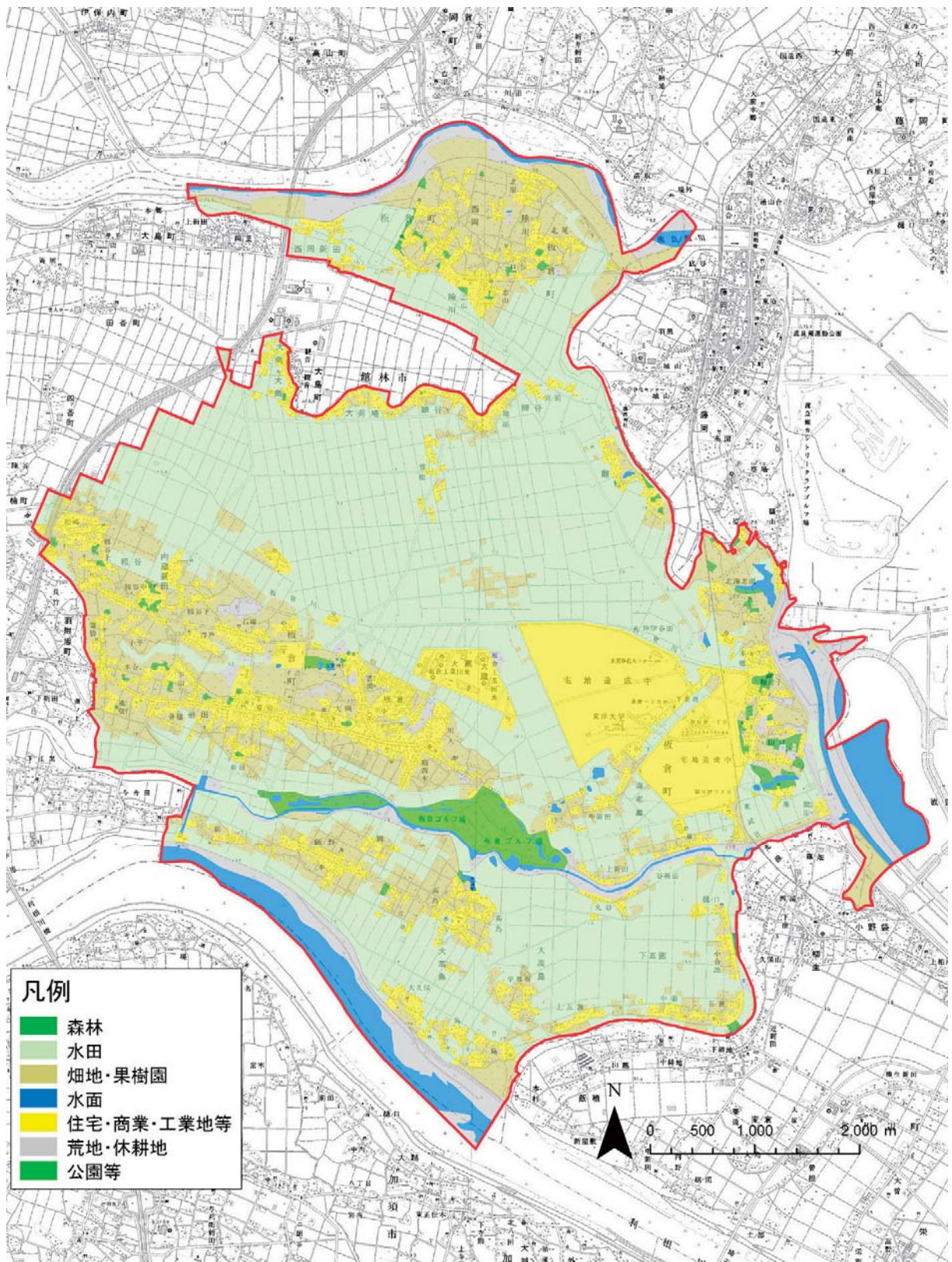


図 2-2-14 平成 14 (2002) 年の土地利用図 (2 万 5 千分の 1 地形図の土地利用情報をトレース)

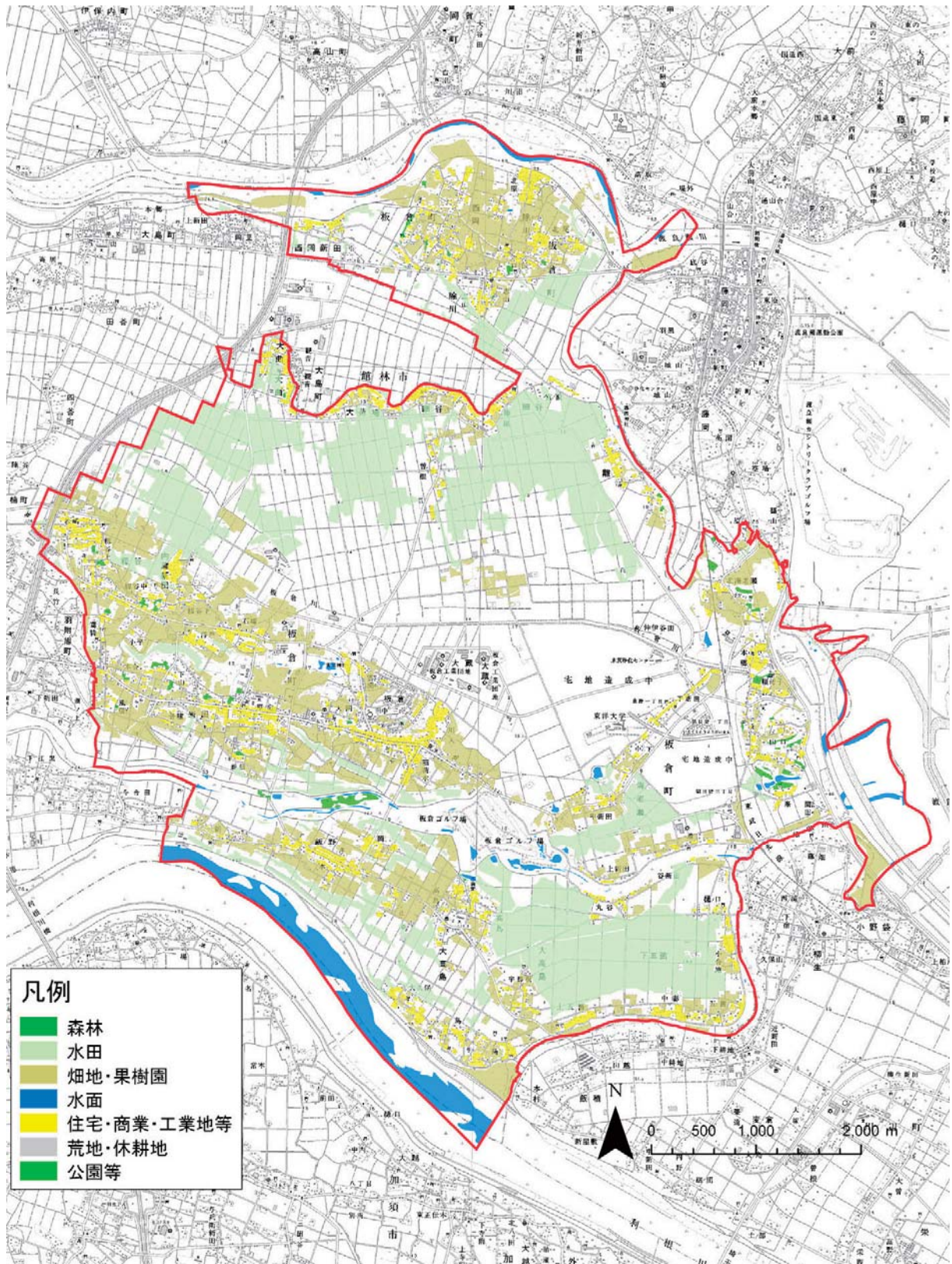


図 2-2-15 明治 17 年から平成 14 年にかけて土地利用凡例が変化しない区域の抽出
 (図 2-2-11 と図 2-2-14 を重ね合わせ、土地利用凡例が変化しない区域を抽出した)

第3節 くらし

第1項 交通

(1) 陸上交通

町のほぼ中央を横断するのが、茨城県古河市と群馬県館林市を結ぶ国道 354 号線である。現在、板倉ゴルフ場付近から東北自動車道館林 IC 付近までバイパス(板倉バイパス)が整備され、さらには下五箇の水田地帯、古利根の自然堤防集落を貫通して埼玉県北川辺町へと抜ける道路の延伸が構想されている。

また、昭和 47 (1972) 年に東北自動車道が開通し、さらには平成 9 (1997) 年に町の東端を通過する東武日光線に板倉東洋大学前駅が新設され、首都圏とのネットワークを強固にしている。

なお、国道 354 号線は、中世・近世には「古河往還」として北関東地域における重要な街道として位置付けられるとともに、雷電神社への参詣道でもあった。沿道には、現在も板碑をはじめとする多くの石造物が分布する。なお、「古河往還」は現在の国道とほぼ同様のルート、すなわち岩田―板倉―小保呂―上新田―通―柳生を通過していたが、中世期には板倉から南下し、高鳥―飯野―上五箇―下五箇を経由する利根川、古利根の自然堤防上を通過していたということも考えられている。

近世における板倉町周辺の主要な街道としては、日光道、日光列幣使道、日光脇往還が挙げられ、これらを繋ぐ支線として古河往還の他に、板倉道(館林―初谷―板倉村石塚―雷電神社―板倉大同で古河往還と合流)、藤岡道(館林―北大島―西岡村―除川村―藤岡町)が存在した。



写真 2-3-1 現在の雷電神社参道への追分



写真 2-3-2 谷田川堤防上の旧古河往還

(2) 水上交通

河川が卓越する板倉町においては、舟運は重要な交通手段であった。まず、対岸に渡るための「橋」、「沈下橋」、「船橋」、「渡」が整備され、明治初期には図 2-3-1 のとおり、各河川様々な場所で、人間や物資の往来がみられた。現在では、その大部分が失われてしまったが、北坪東橋・通り前橋は、沈下橋として存在している。

次に、河川沿いには、江戸期以降荷揚げを行う河岸が設けられ、陸運と舟運の重要な結節点となった。利根川水系の舟運は、江戸幕府成立以後順次発展し、河川の開削事業によって、江戸を基点とした舟運ネットワークが確立していった。板倉町内では、利根川に飯野河岸、大久保河岸が設置された。舟運としては、江戸期は高瀬舟（全長 9.6~26.7m、最大積荷米 500 俵）が主であり、明治以降は蒸気船が主力となった。

明治に入り、舟運は引き続き重要な移動・輸送手段を担った。しかしながら、東武鉄道の開通など陸運の発展により舟運は衰退し、さらに明治 43（1910）年の大洪水によって寄港場は荒廃し、その規模を縮小させていった。



写真 2-3-3 水上輸送

(左：かつての一文渡 中：利根川に浮かぶ高瀬舟（明治末～大正） 右：高瀬舟絵馬（雷電神社蔵：町指定）)



図 2-3-1 明治初期の板倉町における交通網
 (橋や渡などの位置は、2005『水郷のわざと生業』(板倉町民俗研究会)を参照)

第2項 農業

(1) 近代農業生産基盤の整備

前述のとおり、板倉町では土地改良や圃場整備を積極的に導入することで、生産性の高い穀倉地帯を形成するようになった。

土地改良事業は、用排水システムを整備することで土地の条件を向上させるものであり、昭和12(1937)年の県営邑楽郡東部用排水改良事業を皮切りに、幾度にもわたって行われている。

具体的には、町域内を縦横無尽に巡らされた排水路によって悪水を集め、排水機場において河川へ強制的に排水させることで乾田化を促す一方、河川に設けられた堰や揚水機において取水した水を、用水路によって農地へ引き込み、田畑を潤している。

さらに、既存の耕地は、耕作機械や効率的な水利に対応するために長さ100m×幅30mの30aの耕地に改良が進み、現在では町内のほぼ全域が圃場整備されている。(圃場整備地区の位置は図2-3-2を参照)。

一方で、洪積台地や自然堤防上には灌漑対策の必要な土地が存在する。「陸田化」といわれる畑地を整地して用水を機械でくみ上げ、畑に水稻を作付けする技術が、昭和24(1949)年頃下五箇で始まり、昭和30年代の終わりに積極的に導入された。各地で浅井戸が掘られ、「陸田小屋」と呼ばれるポンプの立ち並ぶ風景がみられるようになった。しかし、現在では用水路の整備が進み、陸田小屋は減少しつつある。

表 2-3-1 排水機場の一覧

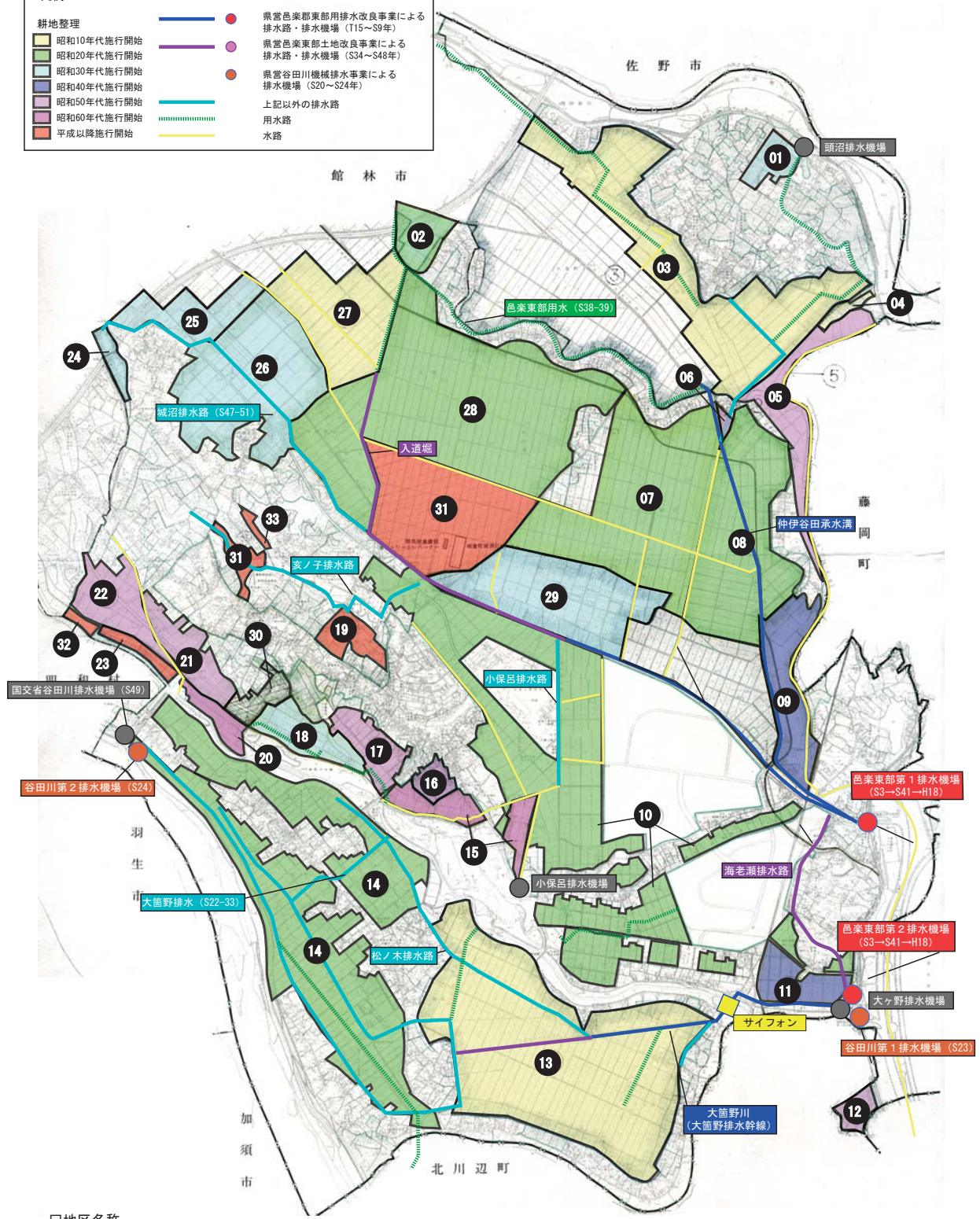
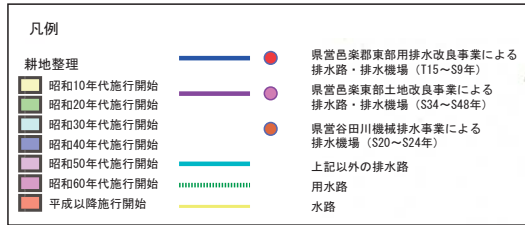
名称	初代施設設置年	現施設設置年
邑楽東部第一排水機場	昭和3(1928)年	平成18(2006)年
邑楽東部第二排水機場	昭和3(1928)年	平成18(2006)年
大ヶ野排水機場	昭和29(1954)年	昭和29(1954)年
谷田川第一排水機場	昭和23(1948)年	昭和23(1948)年
谷田川第二排水機場	昭和24(1949)年	昭和24(1949)年
国交省谷田川排水機場	昭和49(1974)年	昭和49(1974)年
小保呂排水機場	昭和54(1979)年	昭和54(1979)年



写真 2-3-4 排水機場

写真 2-3-5 陸田小屋

(左：谷田川第一排水機場、
右：谷田川第二排水機場(写真左)および国交省谷田川排水機場(写真右))



□地区名称

01	西岡	06	宮前	11	峯	16	稻荷木	21	原宿	26	板西	31	板倉川北部
02	袖谷	07	細谷	12	間田	17	寄井	22	岩田	27	郷伊	32	浮戸前
03	西谷田第一	08	離	13	大筒野第一	18	原下	23	上川田	28	西伊	33	上川田
04	舟渡下	09	北海老瀬	14	大筒野第二	19	大同	24	早羽	29	大新田北部		
05	久々谷	10	海老瀬	15	藤宮	20	下川田	25	楠籾	30	原中		

図 2-3-2 排水路・排水機場および耕地整理地区の位置と整備年代

耕地整理事業は、昭和 16 (1941) 年の西谷田地区を皮切りに、昭和 30 年代までには大部分の低地において事業が完了している。40 年代以降になると、台地上、あるいは比較的規模の小さな耕地において事業が行われている。

(2) 法規上の位置付け

法規上は、現在都市計画法に基づく市街化区域 395ha を除く 3,789ha、町域の 90%が農業振興地域整備法に基づく農業振興地域に指定されている。また、2,164ha（町域の 51%）を農用地区域に設定し、農業土地利用の堅持および無秩序な市街化の抑制を図っている。

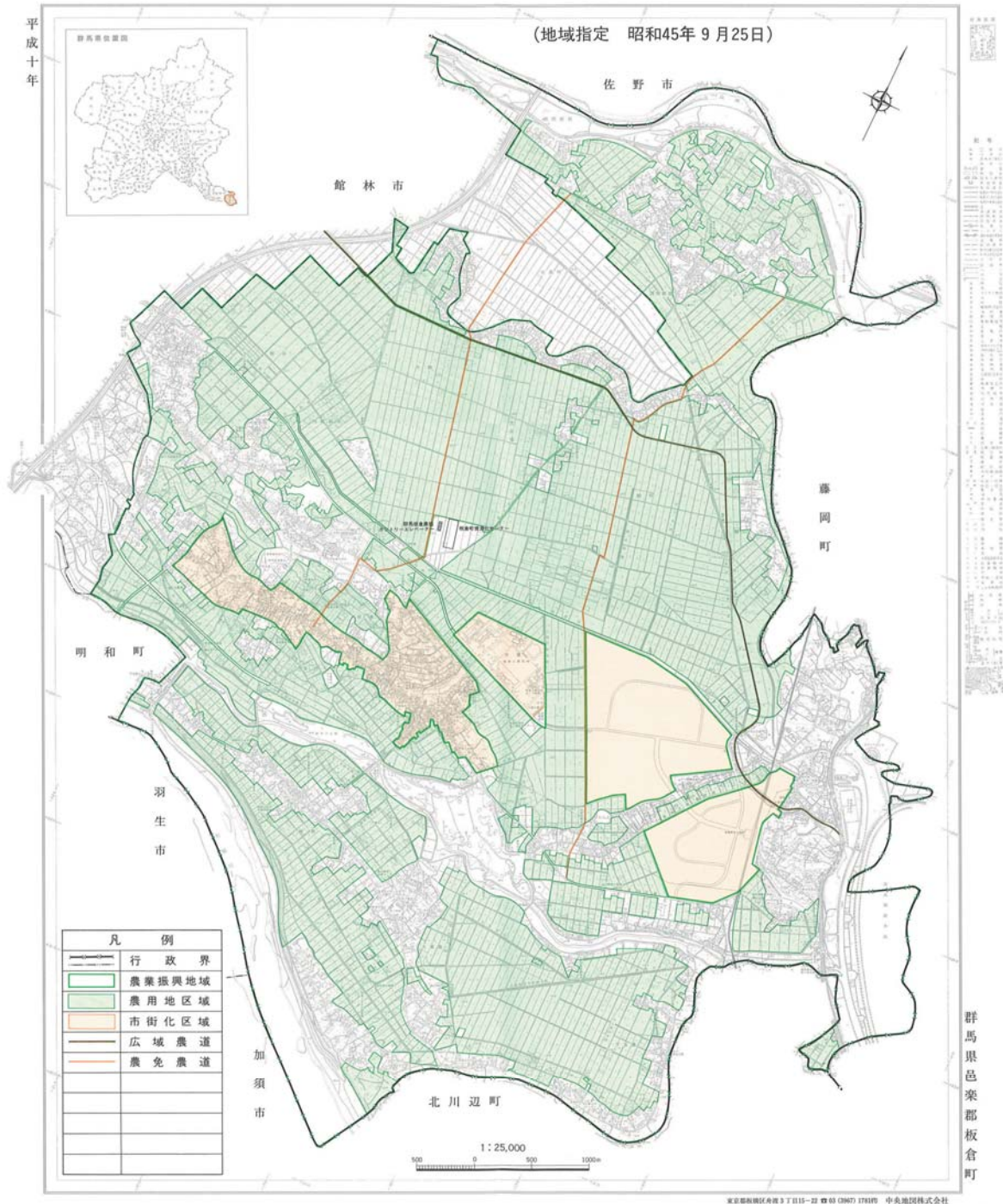


図 2-3-3 板倉町農業振興地域図（平成 10 年）

(3) 農業の現状（経営面積と生産額）

耕地面積については86%を水田が占める一方で、生産額で見ると首都圏近郊という立地もあり、野菜が全体の半分を占める。特に、きゅうりの生産額は全国一・二を誇る。

また、減反政策や後継者不足の問題などから、経営面積、農業生産額ともに減少傾向にある。図2-3-5に示すように、特に集落の周辺において、農地転用が進んでいることがうかがえる。また、将来農地転用につながる可能性のある遊休農地についても、割合は少ないものの町内各地に点在している。

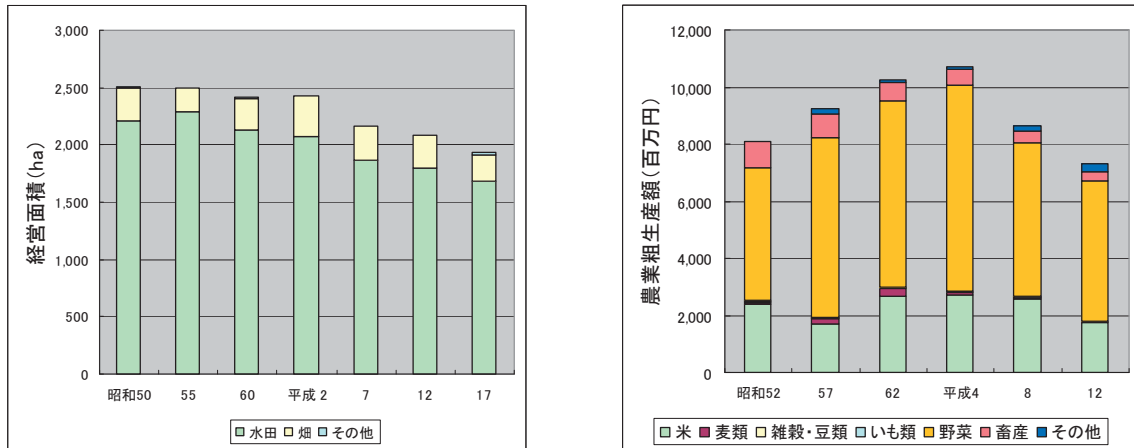


図2-3-4 板倉町における農業の推移（左：経営面積、右：農業粗生産額）

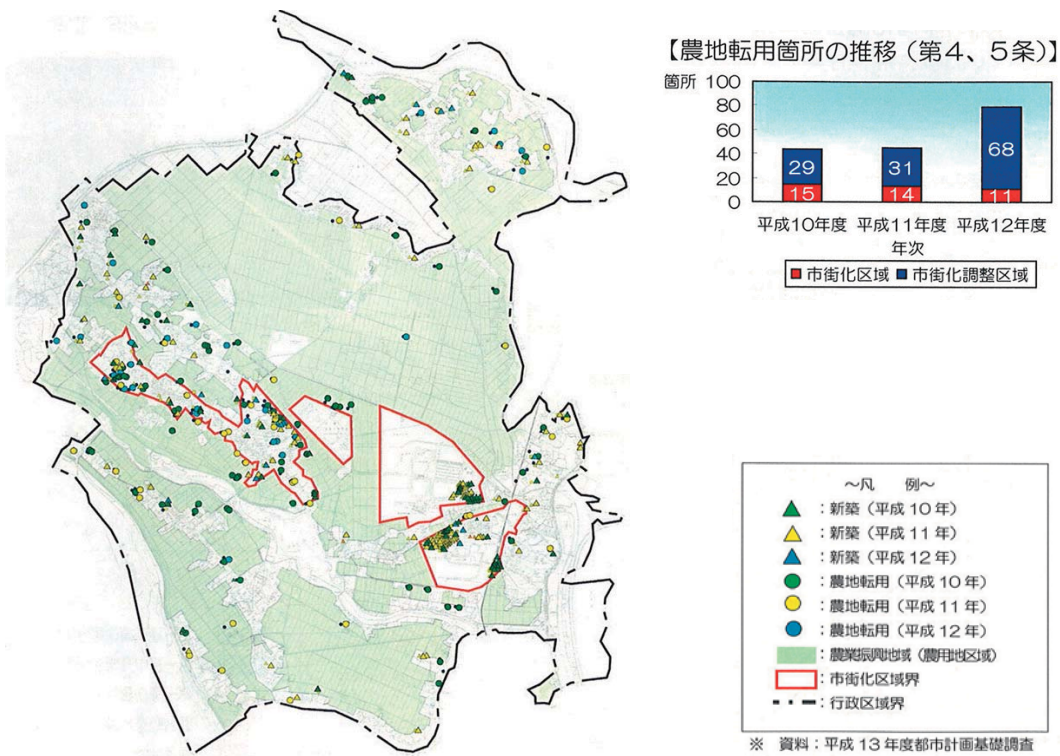


図2-3-5 農地転用の動向（出典：『板倉町都市計画マスタープラン』 p.11）

農地転用が顕著な地域は、農業振興地域範囲外の農用地に集中している。農業振興地域の農用地区域であっても、既存集落の周辺では数件の転用がみられる。

(4) 伝統的な農業スタイル

農業基盤が整備された現在でも、一部では水場特有の農業技術や農業経営が継承されている。低湿な土地条件における開田技術が継承されているものとして、「川田」の耕作が挙げられる。川田は、埋め立て困難な沼地などの土地条件の下で、低湿な地面あるいは湖底の泥土を掘り上げて、かさ上げして田を造成する「掘り上げ田」(櫛田)といわれる開田技術の1つと捉えられる。町内には、多く川田を現す小字地名が現存する。また現在は埋め立てられた板倉沼や亥ノ子沼、さらに谷田川流域において昭和20年代から30年代まで、盛んに行われてきたことが確認されており、近世以来続く水場特有の耕作技術であることが推察される。

現在、谷田川で行われている川田は、高水敷において溝を掘り、溝と溝との間にその土を客土し、耕作面をかさ上げして、水稻耕作が行われている。なお、群馬の水郷公園内に分布するヤナギ高木林(ヤナギ山)は、河畔において盛んに行われた川田の耕作に伴い、増水時の畦押しとして植えられたアカメヤナギが高木化した林分である。かつては川田の耕作を支えるとともに、焚き付け等の薪の供給源として重要であった。



写真 2-3-6 川田およびヤナギ山
(左：現存する川田(谷田川河畔右岸) 右：ヤナギ山(谷田川河畔左岸))

また、町域の水田は、現在は排水対策が進み乾田としての整備が行き届いているが、耕地整理が行われる以前には、一年中湿潤な状態を保つ湿田であった。その耕作には、現在とは異なる技術や道具が必要であり、その1つとして田舟が挙げられる。

田舟は、湿田における苗運び、肥料運び、稲刈り、沼地におけるハス掘りなどにしばしば使われた道具である。乾田化が実現した現在、田舟の使用は少なくなっているが、平成13年の調査では、2軒において使用が確認されている。



写真 2-3-7 田舟



写真 2-3-8 田舟の使用風景
(出典：1980『板倉町史』別巻四 p.101)

低地を中心とする集落（耕地）では、水害により収穫が皆無になるような場合に備え、家族が食べるための最低限の飯米と翌年の種籾を確保するために、^{もみたおでん} 粳種田、^{はんまいでん} 飯米田などと呼ばれる比較的標高の高い農地を耕作することが行われた。また麦作を中心とする台地上の集落では、水稻栽培を行うために、低地に出向き耕作を行っていた。これらの農地を確保するため、かつては盛んに他町村や他耕地にも土地を求め、「出耕作」および「入耕作」が行われた。

板倉町からの周辺市町村への出耕作として、館林市や栃木県藤岡町、埼玉県北川辺町での耕作が盛んであった。また町内の他耕地への出耕作として、板倉の字稻荷木、宿、川入、中三では、谷田川対岸の飯野字越光地区の大半を占有し、藤ノ木橋を渡って出作りをしている。

板倉町への入耕作のみられる周辺市町村として、館林市の一部（大島）、明和町、埼玉県北川辺町などは板倉町と同様に低地であり水害が多く、また館林市の一部（羽附、赤生田）や栃木県藤岡町は台地上の水田の少ない地域である。

その他、水場における営農の知恵として、低地の水田では、水害に備えて作付けの一部を早稲種にして、台風がくる二百十日、二百二十日（9月上中旬）以前に収穫する（昭和54年、離地区の古老談より）などの工夫が行われていた。

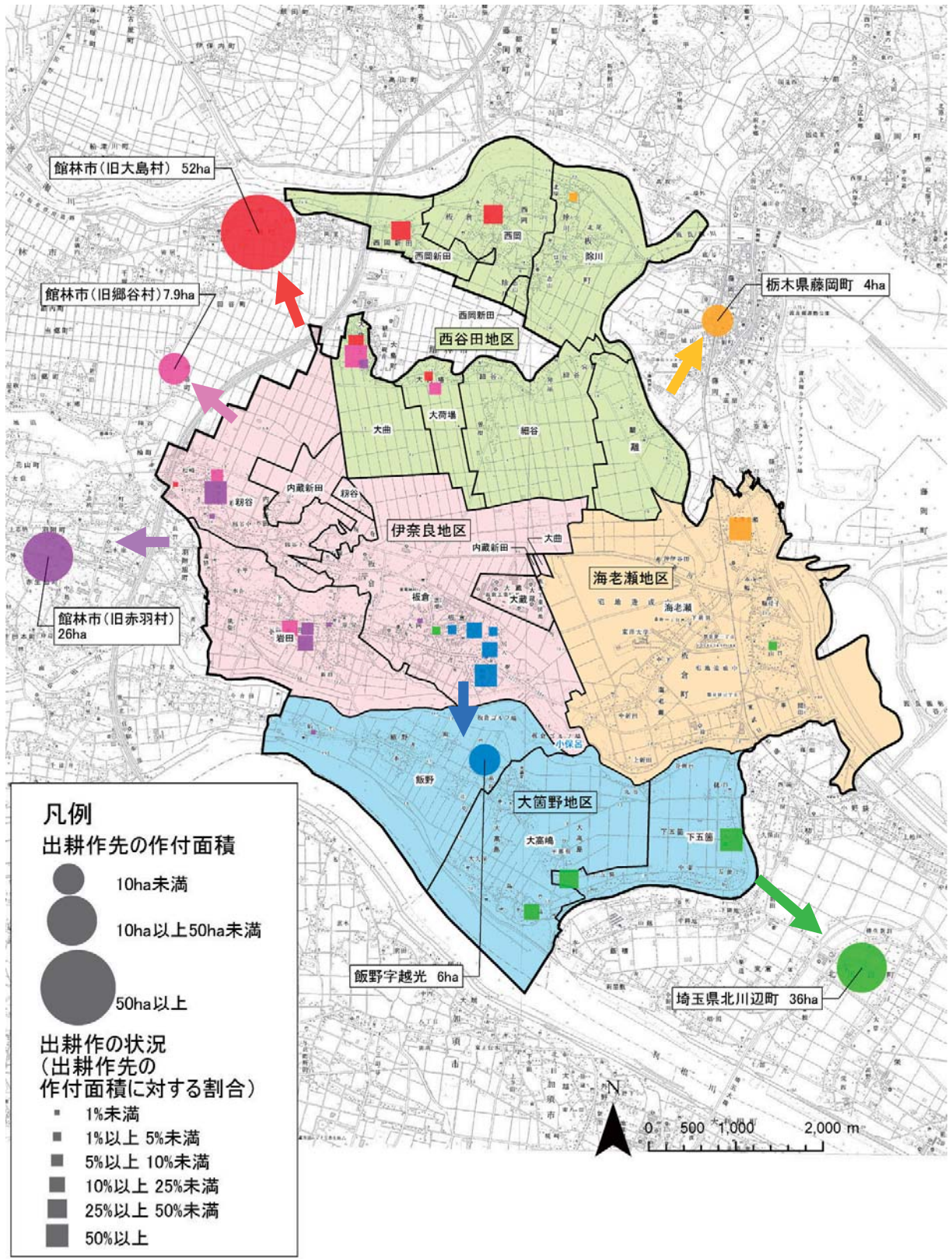


図 2-3-6 板倉町からの出耕作の状況図 (昭和 54 年)

(『板倉町史』別巻四 5章 2節を参照)

第3項 漁業

河川や池沼には、フナやウナギなどの魚族が生息する豊かな漁場となっており、多様な漁法や漁具が生まれた。特に、水田耕作が不安定な時代、地域の大半の人々は漁労を主とし、周辺都市に行商を行い、また川魚問屋に売ることによって生計を立ててきた。現在でも、伝統的漁法が継承されており、数は減少しているものの谷田川では、漁労を営む人の姿を見ることができる。また、漁業協同組合によって、柄沼では地曳網や投網が、蛭田沼ではキリゴミの設置が行われている。

しかしながら、池沼の埋め立て、河川護岸の改修、上流に建設されたダム、農薬や工業用水流入による水質の悪化によって、河川における動植物の生息環境の悪化、漁場の縮小が進んでおり、生業としての漁業は衰退し、漁業従事者も減少しているが現状である。

その一方で、現在もレクリエーションとして、釣堀や池沼における魚釣りは盛んに行われており、町民と河川や池沼のつながりの強さを物語っている。

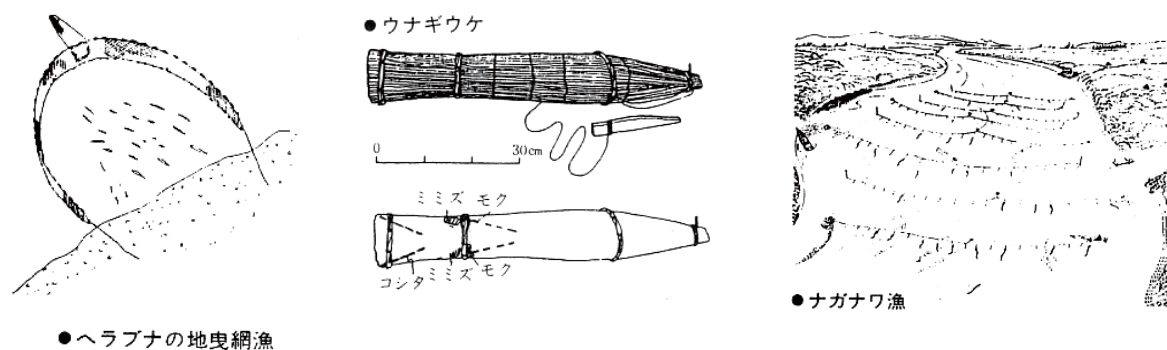


図 2-3-7 板倉町における伝統的な漁具 (出典：『板倉町史』別巻四 pp.190-191)



写真 2-3-9 蛭田沼でのキリゴミづくりの様子 (2007年2月5日撮影)



写真 2-3-10 柄沼での地曳網の様子 (2006年12月撮影)

第4項 住まい

(1) 法規上の位置づけ

板倉町全域が都市計画法に基づく都市計画区域に設定されており、市街化区域は、西地区の都市計画道路中央通り線（国道354号線）沿いと板倉工業団地、東地区の板倉ニュータウンに限定されている。一方、洪積台地上の集落や自然堤防上の集落は、市街化調整区域（用途地域未指定）である。

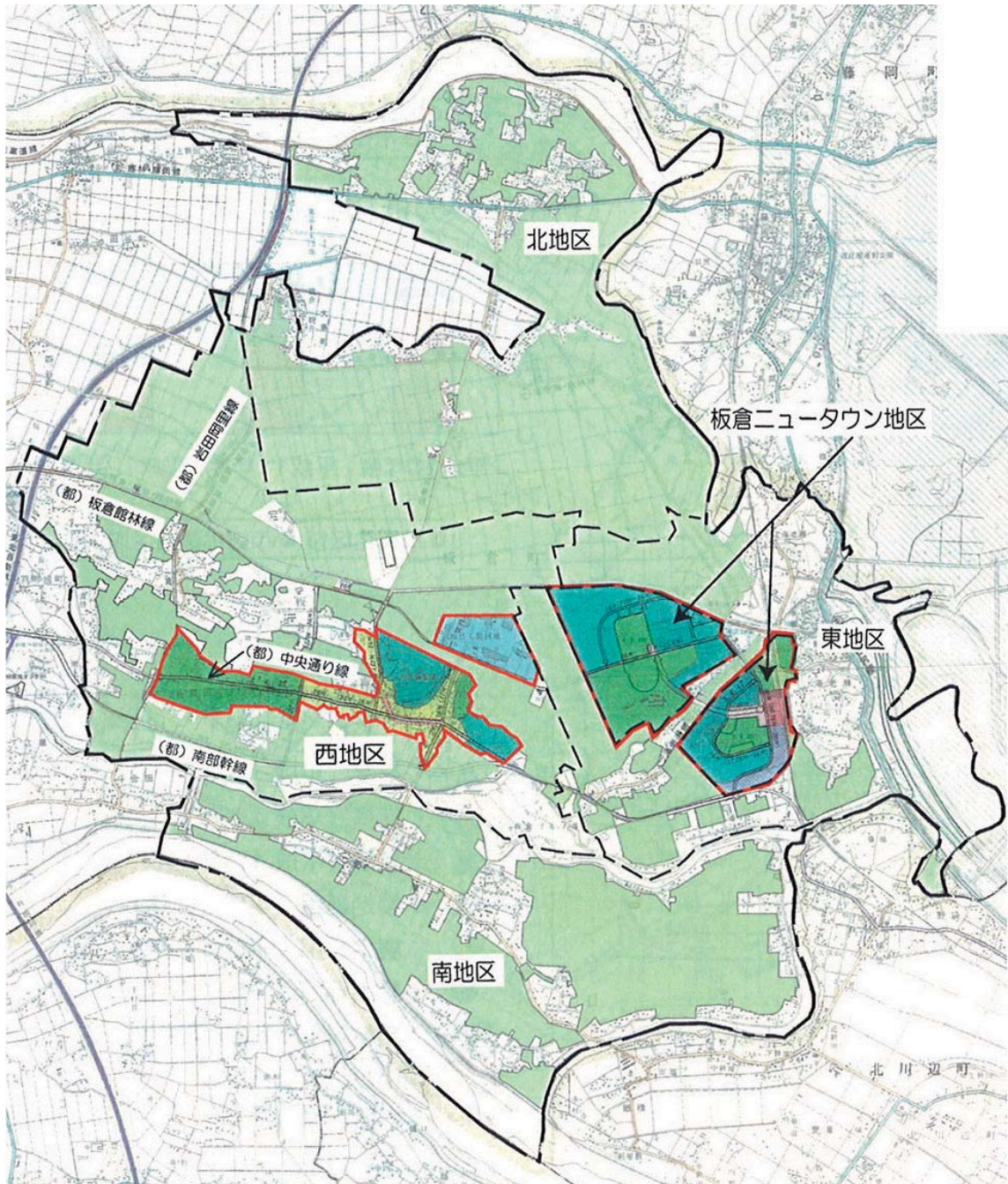


図 2-3-8 現行の土地利用規制図
(出典：『板倉町都市計画マスタープラン』 p. 10)

(2) 居住地の分布

居住地は、縄文時代から続く洪積台地上と中世末期以降に開発された沖積低地における自然堤防上に概ね限られていた。現在では、平成 9 (1997) 年に分譲が開始された板倉ニュータウンの開発によって、沖積低地の後背低地上にも居住地が広がり始めている。

新田開発に伴い形成されてきた自然堤防集落は、その地理的位置により、西岡新田、旧矢場川、離、海老瀬、谷田川左岸、谷田川右岸、下五箇、利根川の 8 地区の集落に分けることができる。また、古河往還 (国道 354 号線) 沿いの民家については、徐々に建て替えが進んでいるが、雷電神社の周辺部には町家形式の住宅が残っている。



写真 2-3-11 自然堤防上の集落 (左: 西岡新田、右: 谷田川右岸)



写真 2-3-12 古河往還 (国道 354 号線) 沿いの居住地



写真 2-3-13 板倉ニュータウン

(3) 農家の屋敷構え

板倉町の農家の屋敷構えは、通りに面して北側に屋敷地を設ける場合が多く、母屋が正面に配置され、広い前庭・畑を有するのが基本である。通りの南側に屋敷地が接する場合は、直接通りに出入口を設けず、路地を出入口としている。母屋は基本的に南を正面とし、母屋以外には納屋や土蔵などが配置され、敷地の北西側を屋敷林で囲んでいる。これは、利根川中流域一帯における伝統的な農家の屋敷構えの形式である。加えて、自然堤防集落では、屋敷全体あるいは一部を盛土（地形）した上に主屋や納屋を建てる例が多く、さらに部分的に1~2m程度盛土を施し、水塚を建てて水害の備えを行っている。母屋は近世以来、茅葺建物が多かったが、屋根の改造や建替えが進んで、今ではほとんど見られなくなっている。

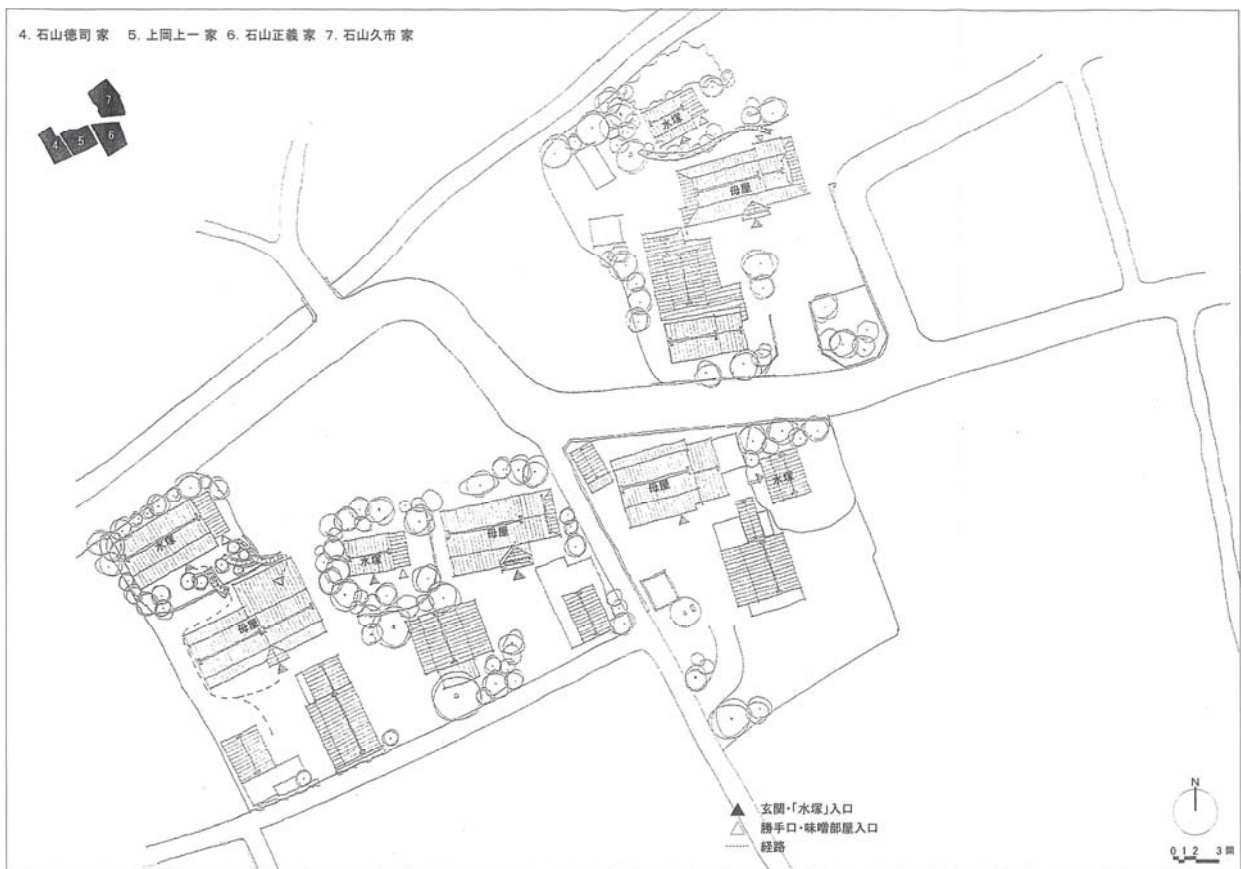


図 2-3-9 自然堤防集落における伝統的な屋敷構えの例（大荷場）
（出典：「板倉町「水塚」屋敷構え調査」（2005年））

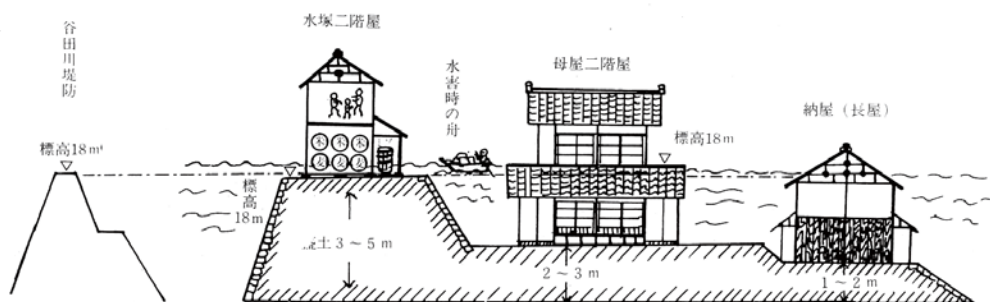


図 2-3-10 水塚のある屋敷地の断面模式図（出典：『板倉町史』別巻四 p. 65）

(4) 水塚

水害に備えて屋敷ごとに建てられた水塚は、利根川中流域に広く分布する避難小屋の通称である。水塚は、水害時に人や家財道具、家畜などを守る一時避難場所としての機能と、水害による凶作に備えて米や麦などの食料および種籾などを備蓄するための機能を持つものである。現在は避難小屋という機能は薄れ、納屋として利用されている場合が多い。

同様の事例を全国的にみると、木曾三川中下流域の「水屋」、淀川下流域の「段蔵」、信濃川下流域の「水倉」が知られる。屋敷ごとに建てるのが主流の利根川中流域の「水塚」とは異なり、「水倉」の中には地主層が小作の米・麦を収納する大規模な建物が存在することや、河川の舟運による流通商品の保管庫として発達し豪商や豪農が建立したものが多い「段倉」などのように、それぞれの役割には差異が見受けられるが、いずれも地域の自然環境や歴史の変遷の中で発展してきた「水防建築」として総称されている。

なお、水塚という呼称は、「建造物のみ」を指すことが多いが、「土盛り部分のみ」、「建造物および土盛り部分」のいずれをも指して使われる。

水塚の分布および現存棟数

水塚の分布は、浸水被害の可能性がある立地に集中するため、板倉町では、各自然堤防集落、板倉沼や亥ノ子沼などの消失沼周辺、標高の低い洪積台地上に分布する（図 2-3-13 参照）。

板倉町の水塚は、平成 13（2001）年に 153 棟確認されており、隣接する埼玉県北川辺町の現存数約 60 棟と比較しても、その数は特筆されるものである。ただし、多くの水塚が残存する板倉町でも、昭和 54（1979）年の調査時に 343 棟が確認されたことと比べると、大水害の発生から久しく遠ざかった現在は、水塚は著しく減少していることも事実である。

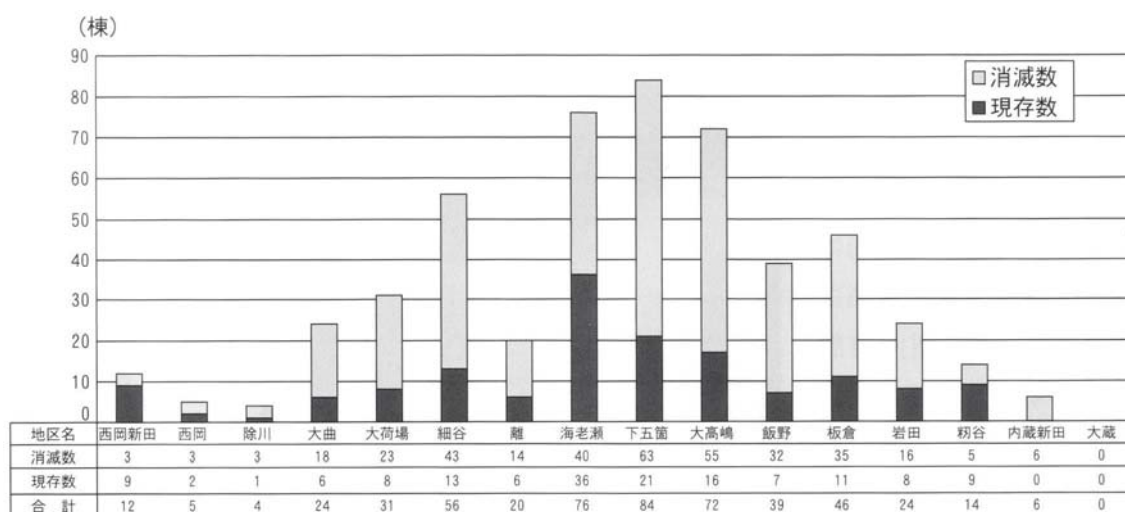


図 2-3-11 水塚の所有の推移（平成 13 年 7 月調査）
（出典：2004『水塚調査報告書』 p. 24）

水塚の立地及び建築的特徴

水塚の設置される位置は、概ね屋敷地内を盛土した上に建てる「独立型」と、堤防を利用して建てる「堤防利用型」に大別され、母屋の北西方向に配置されることが多い。板倉町の水塚総数 148 棟のうち、独立型 101 棟（68.2%）、堤防利用型 41 棟（27.7%）、不明 6 棟（4.1%）であり、独立型に分類される形式が多い。

建築年代に関する記録の残る水塚のうち、最も古いものは江戸時代末期（天保元年（1830）の墨書が残る）の建物が確認されている。また、住民への聞き取り等から、水害を契機に、建替え・新築したという例を多数伺い知ることができる。水塚の高さは湛水被害の標高と関わりが大きく、水害発生後の新築・建替え時には、被害を回避するため、より高い基礎を構築してきたとされている。

建築的特徴としては、木造真壁造、総 2 階建・瓦葺の建物が一般的で、一部土蔵造や平屋建のものも見受けられる。平面規模は、桁行 3 間、梁間 2 間が約 6 割を占め、下屋庇や味噌部屋の付随する建物も多い。小屋組みは、扱首形式・和小屋形式いずれも用いるが、扱首形式の棟数が若干多く確認されている。

外観は、1 階部分を豎板張や下見板張とし、2 階部分は中塗りや漆喰で仕上げる場合が多い。

内部は、1 階・2 階ともに間仕切りはほとんどなく、比較的規模の大きな水塚では、2 室に分けたり、奥行半間の収納部を設けたりしている。1 階は、日常的には農機具等の物置として使用され、水害時には穀物の避難場所となった。壁面の剥落防止や湿度調整のため、荷ずり板を用いる例が多い。2 階は板敷きが基本で、日常的には家財道具などを保管し、水害時には住民の生活空間となった。輪中地域における「水屋」などと比較すると、水塚には座敷・便所・炊事場の設備を整えたものは少なく、一時的な避難小屋、あるいは物置としての利用に特化する傾向がうかがえる。



写真 2-3-14 水塚の外観

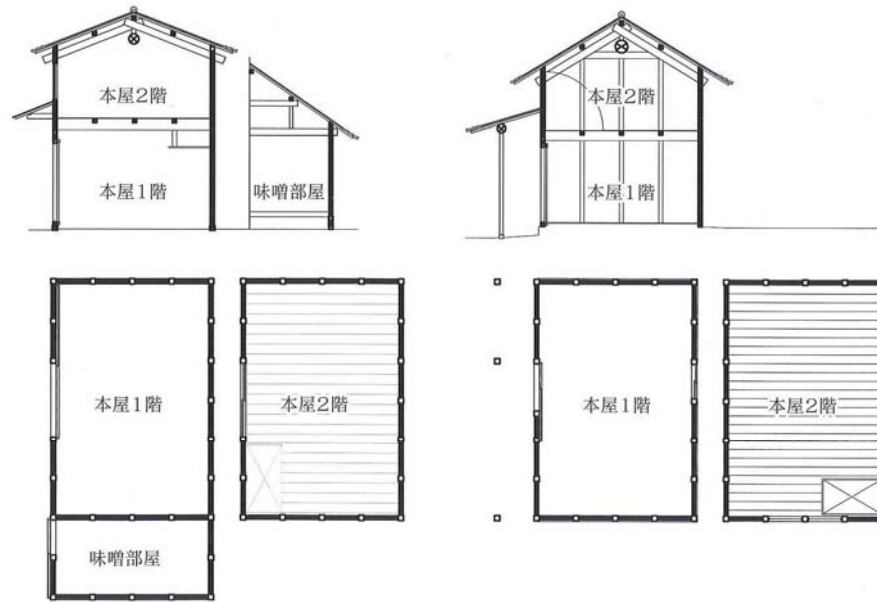


図 2-3-12 水塚の断面図・平面図（出典：『水塚パンフレット』）

(5) 屋敷林

屋敷地の北西側には、防風林としての屋敷林が植えられている。特に、水塚のある屋敷では、土盛部分の法面にも樹木が生育し、これは、樹木根によって地盤を固めるという効果や洪水時における防水の効果も有していると考えられる。また、屋敷林を伐採し、薪としての利用もみられた。屋敷林の構成種は、エノキ、ムクノキ、ケヤキ等が多く、これらの樹種は自然堤防の環境に対応した郷土種であり、また水防にも有効なモウソウチクやヤダケ等のタケ類を多く見出すことも出来る。



写真 2-3-15 屋敷林

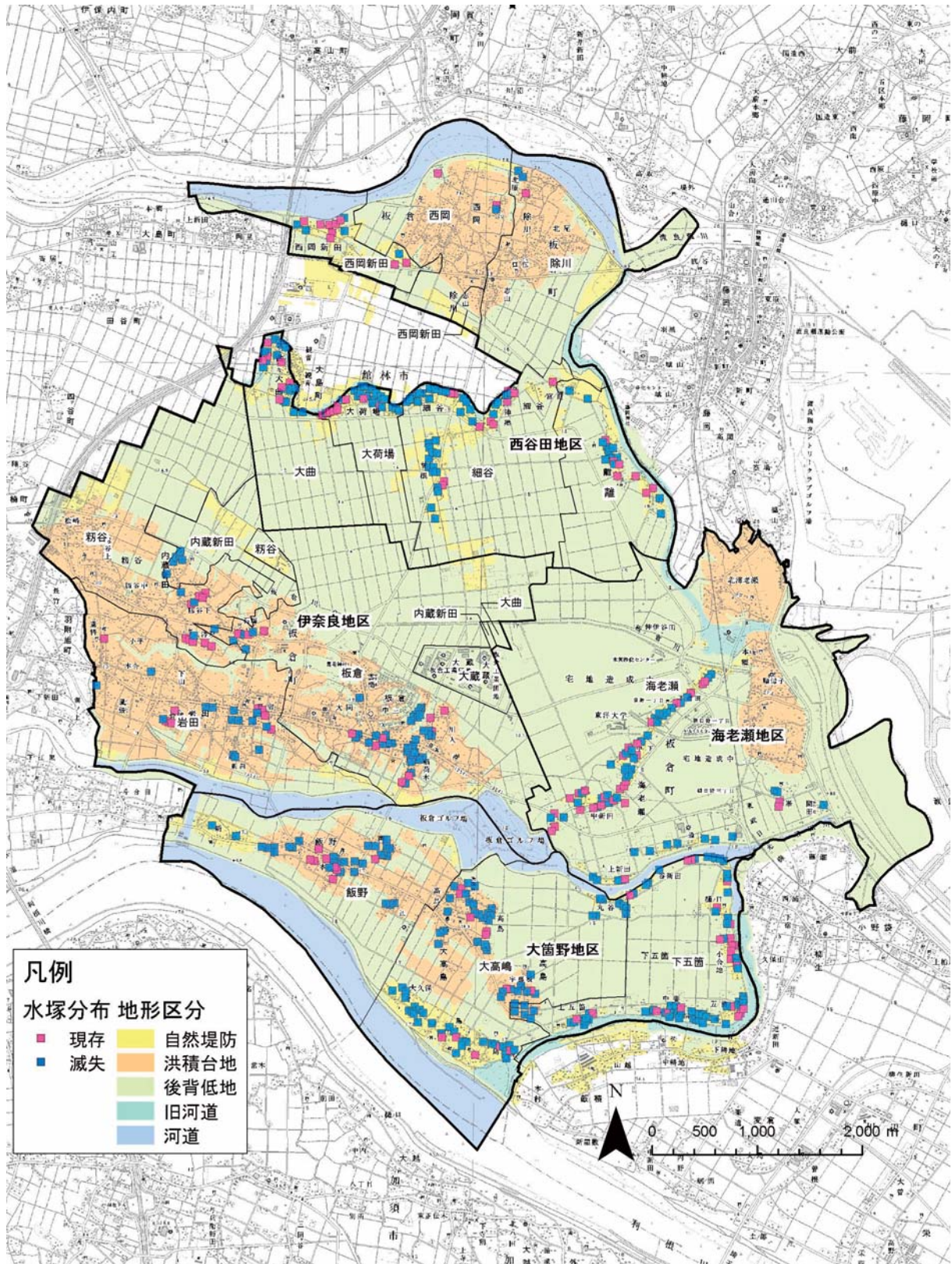


図 2-3-13 板倉町における水塚の分布

水塚は水害に見舞われる可能性の高い沖積低地における自然堤防集落はもちろんのこと、洪積台地上にも数多く立地していることが分かる。

第5項 暮らしのなかの水防

現在では、堤防、ダム、遊水地等の治水事業によって、昭和 22 (1947) 年のカスリーン台風以降、大きな水害に見舞われていない。しかし、有史以来幾度も水害を受けながらも、日々の営みを続けるなかで個人、地域レベルで水防に対する知恵や技術が生み出され、水害への様々な対応を伝統的に行ってきた。

(1) 家単位での洪水への対応

家単位での洪水への備えに関する主なものとして、①屋敷地形（盛土）、②水塚、③揚舟、④備蓄米（要害米）が挙げられる。①、②については、前項で述べたとおりである。

揚舟は、水害時に人馬、物資の運搬に使用するものであり、一般的に主屋や納屋の天井や軒下に吊るし保管した。規模は長さ 6.3m・幅 1.02m の普通舟と長さ 6.31m・幅 1.34m の馬舟が存在した。浸水被害が珍しくなった現代においては、徐々にその姿を消しつつあり、昭和 54 (1979) 年時に 440 艘あったものが、平成 13 (2001) 年現在、233 艘となっている。現在、板倉町民俗研究会は、揚舟の上げ下ろしや乾燥した舟を水に浮かべるときの方法などを実践し、技術の伝承に尽力している。



写真 2-3-16 軒下に吊るされた揚舟

備蓄米（要害米）とは、水害による凶作に備え、1 年分の日常食用、葬式用、種籾用として新米を備蓄するというものである。

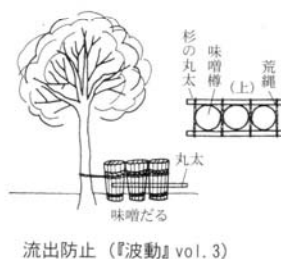
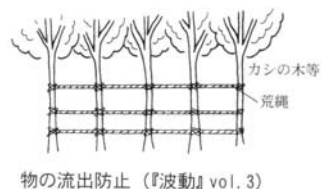
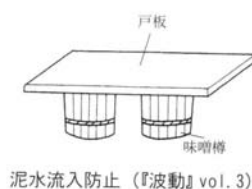
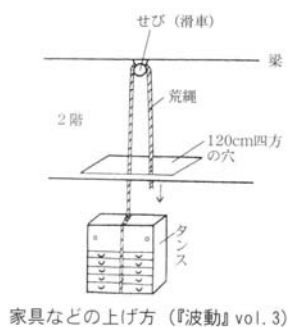
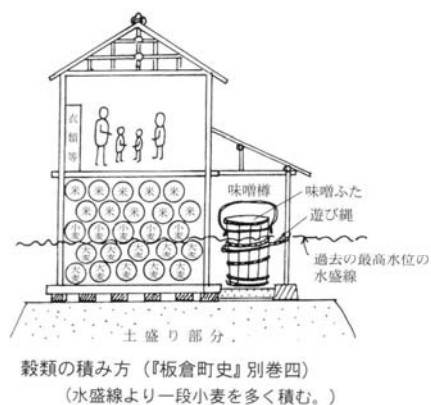


図 2-3-14 水害に対する家単位の知恵

(2) 地域単位での洪水への対応

水害対策は、治水のための土木事業と同時に、地域共同体による取り組みも重要な役割を担ってきた。かつては、各集落で2、3人の水防団員をだし、町全体で水防団を組織していた。また、漏水や堤防の決壊に対応すべく、集落全体で空俵、スコップなどを収納した「水防小屋（土俵小屋）」（規模2間×3間）を堤防端に所有し、自主的に管理を行ってきた。

しかし、水防施設を国が整備・所有し、それを地域が管理するという形が一般的になり、水防小屋は減少し、昭和55（1980）年時点で2棟存在していたが、現在はそれらも消失してしまった。

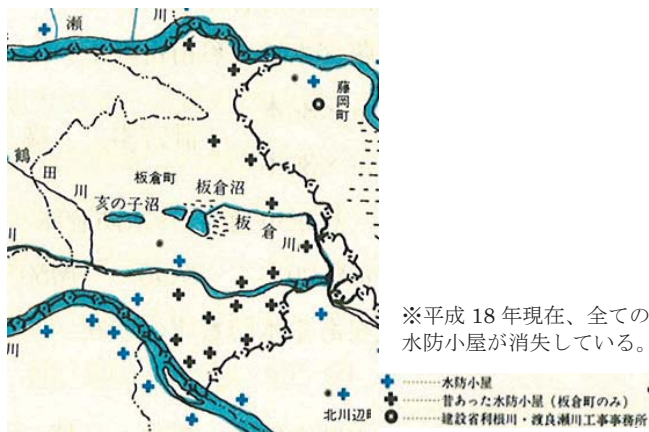


図 2-3-15 板倉町における水防小屋の分布
(出典：1980『板倉町史』別巻四 p.133)



写真 2-3-17 往時の水防小屋
(渡良瀬川右岸西岡)

(3) 水争い

板倉町では、近世において水に関する集落間の争いが度々起こっている。低湿地においては排水にかかわる問題が深刻であった。

一つは板倉沼をめぐる争いが特徴的である。板倉沼の使用や開発をめぐり、その所有や開発権について板倉、海老瀬両村を始めとする村々で訴訟が起こっており、盛んな新田開発の様子とそれに伴う悪水の処理の問題への苦慮を伺うことが出来る。

細谷東端の釜橋は、現在は仲伊谷田承水溝にかかる橋であるが、町内の細谷と現館林市の北大島との間で、橋における水路の排水をめぐる長期間の訴訟の記録が現存する（荻野家文書、天明3（1783）年～天保10（1839）年の56年間）。上流の北大島における用排水は、下流の釜橋を経て、板倉町内の低地へ排水を行っていたが、下流の細谷を始めとする板倉の村々では、板倉沼低地における農地の悪水湛水を軽減するため、釜橋において上流からの排水を出来るだけ抑制する必要があった。長い争いの後、天保10年に「釜橋一件について取りかわしたきめごと」が取りかわされた。その後、釜橋は、昭和9（1934）年に改修が行われているものの、その川幅については、近世以来の「排水慣行」にのっとり「八尺五寸」と定められた。

さらに谷田川を舞台としても、用水をめぐる争いや、その悪水排水のための争議が記録として多く残されている。

第6項 「水場」の信仰

(1) 雷電神社の建立

板倉町には関東一円、特に利根川上中流域に広くその信仰を集める雷電神社が鎮座する。かつては「雷電講中」が組織され、関東一円から多くの代参が見られた。

雷電神社は、板倉沼・亥の子沼で囲まれた高台の先端に位置する。その設立について、永仁6年(1298)成立の上野国神明帳に従4位上火雷大明神とあり、これが当社だとすれば記録として最も古い。おそらく中世初めから中頃に建立されたと思われる。

その周辺には、雷電神社の別当龍蔵寺(廃寺)、文永10年(1272)に造営された興蔵寺(廃寺)、そして親鸞の高弟・性信の座像が安置されている宝福寺がある。親鸞は、建保2年(1214)、流罪の地・越後から関東に入り、性信の手引きにより宝福寺に立ち寄り、その後、常陸国に向かっていく。

これらのことから雷電神社の周辺は中世、重要な拠点であったと思われる。親鸞がどのようなルートで常陸国に移動したのかは明らかではないが、しっかりとした交通路が整備されていたのだろう。おそらくその交通手段として、湖沼や河が交叉している当地では舟の役割が大きかったものと考えられ、この地での雷電神社の創建は、有力な港(船着場)を背景としていたことが十分に考えられる。

(2) ナガラ神社の分布

また板倉町を含む邑楽郡と館林市は、中世における佐貫庄であり、この佐貫庄内に分布が集中する神社として、「長良」または「長柄」神社(以下、ナガラ神社とする)が挙げられる。ナガラ神社は、地域の産土神であり、その信仰は「水場」に生きた人々により、中世以来守り伝えられたものである。町内には、「長柄」と書く社が3社、「長良」は10社が鎮座している。その立地は、概して自然堤防や洪積台地縁辺の比較的標高の低い集落である。

(3) 水神等の石祠・石塔の分布

利根川中流地域には、古代より水に対する厚い信仰があり、水場に生きる人々の願いを反映し、町内には多くの水神をはじめ、水に関連する神仏(水神宮・水神塔、弁財天、録事尊・録事法眼等)の石塔・石祠が設置されている。町内の水神に関わる石祠・石塔としては、水神宮(石祠・石塔)13基、水神宮・風神宮(石祠・石塔)4基、録事尊4基、その他の石祠12基がある。これらの石塔・石祠は、かつての決壊地を始めとする堤防、用水の取り入れ口、船着場等、水場の生活を支える重要な地に建立されている。

上記以外にも町内では、利根川および荒川水系の中下流域を信仰圏とする大杉信仰や、高鳥神社に代表される天神信仰等、神仏への様々な信仰形態がある。

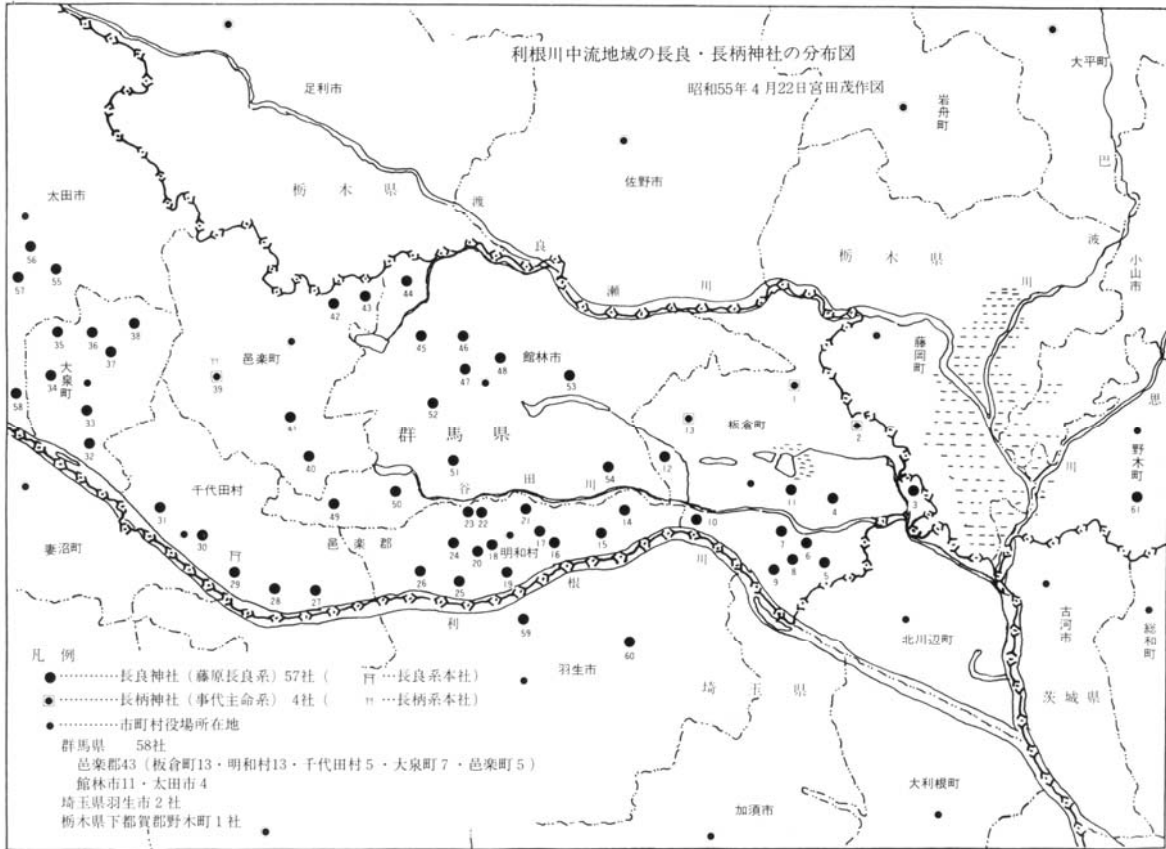


図 2-3-16 利根川中流域におけるナガラ神社の分布図（出典：1980『板倉町史』別巻五 p.165）



雷電神社参道



雷電神社



西丘神社



高鳥神社



長良神社（板倉）



長柄神社（離）

写真 2-3-18 板倉町の神社



写真 2-3-19 水神に関わる石祠・石塔の分布
左：釜橋脇 中：行人沼畔 右：谷田川蛭田橋脇

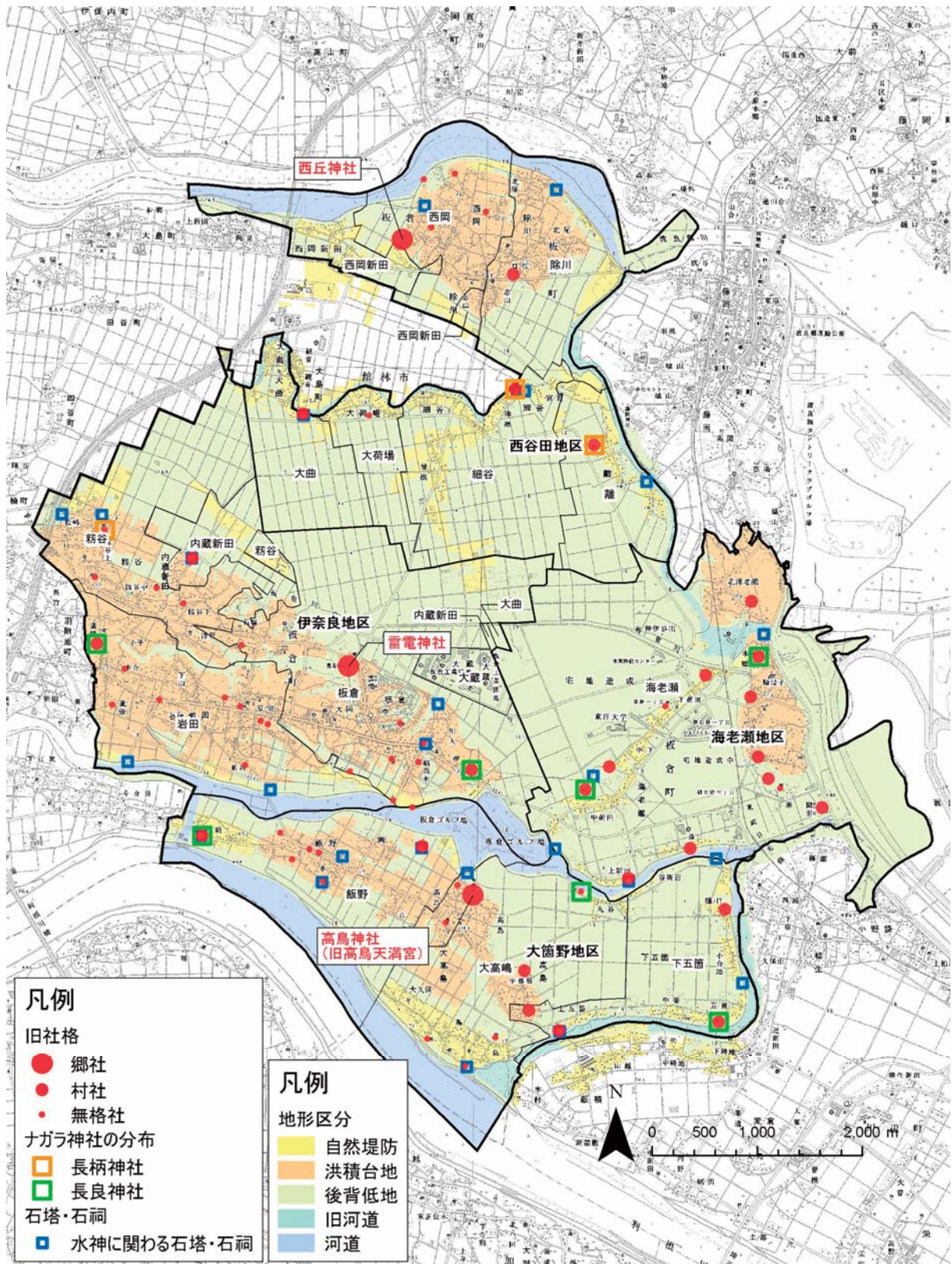


図 2-3-17 神社の分布と水神に関わる石祠・石塔の分布

第7項 地名

地名は、先人たちの土地への認識や、かつてその土地で行われた行為等を、営々と反映しながら現存するものであり、地域の風土や歴史、文化を見直す手掛かりとして非常に重要である。

板倉町の低地には、近世以来の開発の歴史を物語る地名や、水辺における生業・生活に関わる地名が、字名として数多く残される。

例えば、「新田」を称する地名は、近世以降の新田集落を現すが、自然堤防集落や台地縁辺の集落名として多く、低地の開発の歴史を物語っている。また、渡船場を表す登戸、越戸、槐戸等の地名も多く見られる。

また、低地であることの土地条件や、耕作技術に関わる地名が多く現存する。1つは、低湿な立地における耕作技術としての「川田」を称する地名として、上川田、下川田、浦川田があり、また、収穫高が低い土地であることを表す地名としては「五箇（ゴカ）」があり、さらに「五箇」よりも収穫の低い河川敷や沼の縁等には、アクト（悪途・悪戸）が多く見られる。

また、「五箇」は中世期を起源とする地名であり、低地部にありながら近世以前より開発が進められていたことも示唆している。

（板倉町の低地に特徴的な主な地名）

新田地名：西新田、丸谷新田、谷新田、大新田 等

川田地名：浦川田、上川田、下川田、沼田 等

アクト地名：島悪途、北悪途、天神悪途、悪戸 等

船着場関連地名：登戸、越戸、槐戸、瀬戸、大荷場 等

その他：樋ノ口 等

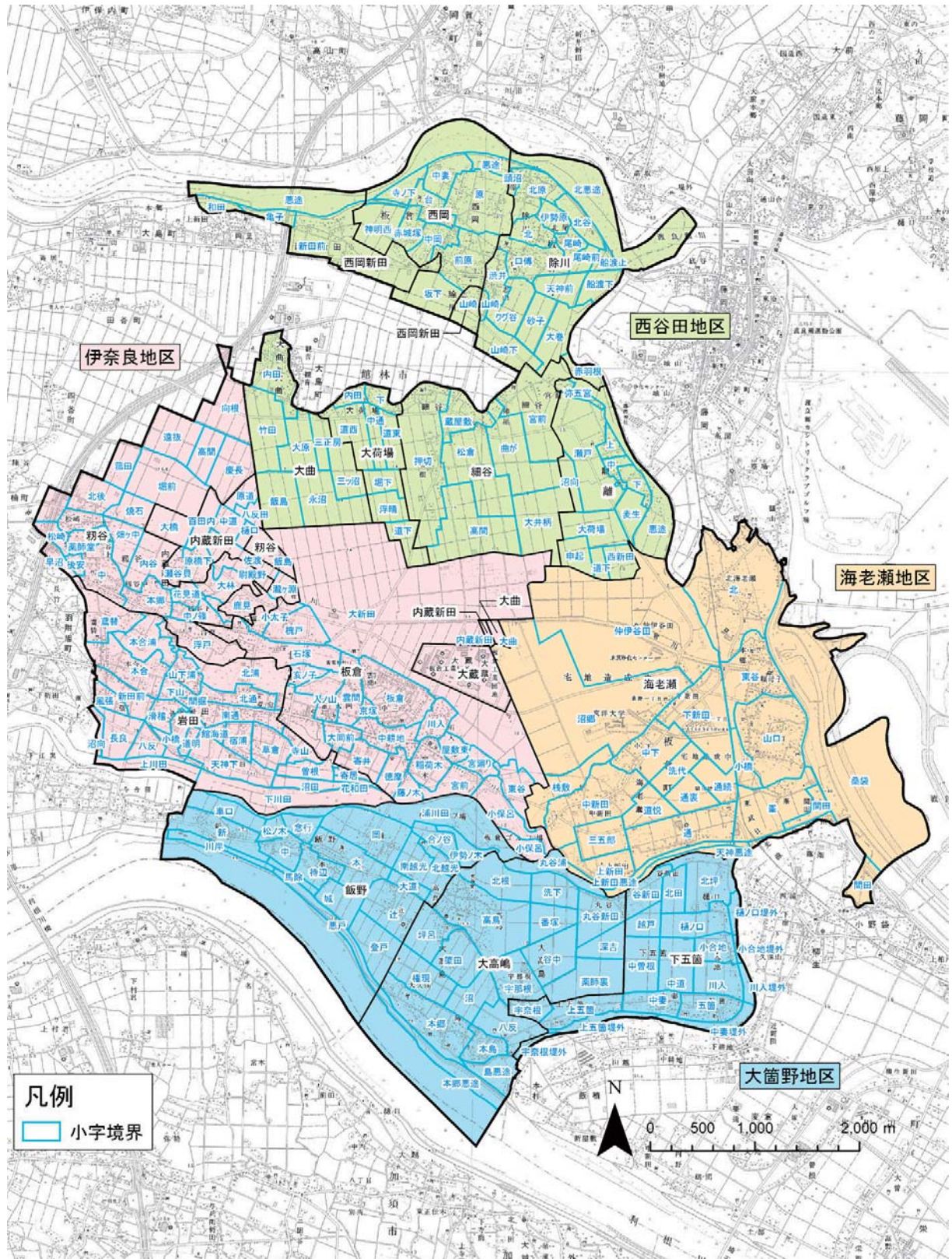


図 2-3-18 小字境界とその名称

第4節 「水場」の景観特性

第1項 「水場」の環境特性

これまで本章で用いてきたように、板倉町の環境域性を表す言葉として、「水場」という言葉が存在する。「水場」は、洪水常襲地域を表す言葉である。板倉町の人々は、この「水場」の厳しい自然環境に苦しみ、立ち向かうと同時に、「水場」特有の自然の恵みに育まれながら、農業や生活に適した現在の豊かな環境を創りあげてきた。

以下、板倉町における「水場」の環境特性を、「自然環境」、「歴史」、「くらし」の視点から整理を行った。

①自然環境特性 — 河川がもたらす豊潤かつ過酷な自然

板倉町の地形は、主に洪積台地と沖積低地から構成され、沖積低地では微高地である自然堤防が顕著に発達し、その周囲には後背低地が広がっている。町の北端を利根川、南端を渡良瀬川の2大河川が、さらに町の中央部を緩やかに谷田川が東流する。

これらの河川は、豊かな自然環境を生み出してきた。沖積低地においては、水稻耕作に適した肥沃で保水力に優れた土地を創り出し、また、池沼（河川の洪水によって形成されたものが大多数）を含め、湿地性あるいは水生の植物や多様な水生動物や昆虫が生息する水辺の生態系を維持してきた。

その一方で、度重なる河川の洪水は、集落や耕地に多大な損害を与え、特に、低平な土地が広がる沖積低地では、いったん湛水すると内水の排除が困難となり、被害は拡大した。

②歴史特性 — 低湿地帯の開発の歴史

水害常襲地という厳しい自然環境のなかで、沖積低地における安定的な居住地の確保や生産性の高い農業を実現する、すなわち、水防を含めた低湿地帯の開発を進める過程に地域特有の歴史をみることができる。

板倉町においては、中世末期における邑楽地域全体（館林藩領）を囲う利根川および渡良瀬川の連続堤（＝文禄堤）を皮切りに、各所で人工堤が築造された。また、旧渡良瀬川、旧矢場川、旧合の川等にみられる廃川化や瀬替えや堤防の高規格化等の治水事業が進められてきた。

また、近世期には人々は自然堤防や堤等の微高地を利用した集落（自然堤防集落）を形成し、沖積低地における豊かな居住環境を実現してきた。加えて、用排水路と排水機場の整備を主とする土地改良事業、沼地の埋め立て・開墾、耕地整理などにより、豊かな穀倉地帯を創造してきた。

一方、1980年代以降、沖積低地の沼地や農地において、大規模な土地利用転換がみられ、工業団地やニュータウンの開発がみられる。

③くらしの特性 — 低湿地帯の環境に適応したくらし

板倉町の人々は、くらしの中の知恵や技術によって、水害を克服するとともに、豊かな自然環境を有効に活用して地域特有の生活文化を形成してきた。

頻繁に洪水の影響をこうむる自然堤防や洪積台地の辺縁部に成立する集落では、人々は、盛土した土地に水塚を建て、避難用の揚舟、備蓄米（要害米）を保持するなど、特有の生活スタイルを形成し、今に伝えている。

また、低地には、芳醇な地味を利用し水田として開発してきた歴史を有し、生活と一体となった特有の耕作スタイルが形成されてきた。

さらに、くらしと密接に関わる信仰については、水との関係が深い特有のものが伺える。代表的な存在として雷電神社、ナガラ神社、水神塔などがあり、その他にも民俗芸能、郷土料理など有形・無形の文化を醸成させてきた。

河川や池沼における豊かな自然は、様々な方法で利用され、漁労や舟運が発達した。河川敷における薪炭材としてのアカメヤナギ林の採取や川田での耕作、後背低地における水稲耕作、さらに、水とのかかわりの文化を継承し釣り堀や揚船ツアーなどのレクリエーションとしての利用が、現在でも見られる。

第2項 「水場」の土地利用特性

「水場」の環境特性を踏まえて、板倉町における土地利用特性の把握を行った。また、伝統的な土地利用と近年の変化についても整理を行った。

(1) 伝統的な土地利用

前述のとおり、板倉町は地形的に、洪積台地、沖積低地に二分され、沖積低地はさらに、自然堤防、後背低地、河道および旧河道に細分される。地形的制約は大きく、伝統的な土地利用はこの地形分類に大きく影響を受けてきた。

洪積台地は、黒土層を含む表層地質であり、比較的水害の恐れも少ない。それゆえ、居住および農業にとって安定的な土地として、集落が立地し、その合間を埋めるように畑を中心とした農地が広がる。また、雷電神社や西丘神社に代表されるように、神社は台地の際に立地することが多い。雷電神社への参詣道としての古河往還も台地上を通る道である。

一方、沖積低地は、元来池沼や草地の卓越する土地であったが、中世末以降、堤防により洪

水を抑え、新田開発が行われ、水田としての利用が進んだ。それに対して、微高地である自然堤防は、比較的安定した自然条件のもと、集落や畑を中心とした農地として利用されてきた。

また、河川に関しては、一部の河川敷で桑畑、ヤナギ林、水田（川田）など、人間のくらしと密接に関係した土地利用がみられた。

表 2-4-1 明治 17 年迅速測図の各地形区分における土地利用の特化度

土地利用区分	地形区分				
	洪積台地	沖積低地			
		自然堤防	後背低地	河川跡	河川
畑地	1.5	1.4	0.8	0.9	0.6
水田	0.2	0.4	1.5	0.1	0.1
水面	0.1	0.2	1.2	2.1	2.7
草地	0.0	0.2	1.5	0.2	1.2
森林	2.3	1.4	0.3	1.6	1.7
住宅・商業・工業地等	2.7	3.1	0.2	1.3	0.1
堤・法面	0.0	1.3	0.9	5.7	2.6
道路	1.8	1.5	0.7	1.0	0.6
桑畑	0.1	0.6	0.5	0.0	7.2
砂州	0.0	0.0	0.0	0.0	11.6
荒地	2.3	0.0	0.0	0.0	5.6
果樹園	3.7	0.0	0.3	0.0	0.0

※特化度 = (地形 i 上の土地利用区分 i の面積 / ある地形 i の全面積) / (土地利用区分 i の面積 / 全面積)
 特化度が 1 より大きい場合（表中のグレー部分）には、地形と土地利用の相関関係が高いことを示している。

(2) 現在の基本的な土地利用

現在、概ね伝統的な土地利用は継承されている。低湿地の広がる板倉町においては、地形的制約が大きいため、土地利用は大きく地形区分に依存するのである。

土地利用上の大きな変化としては、沖積低地では、土地改良事業、耕地整理などによる農業の近代化や池沼の埋め立てによって開田が進み、飛躍的に生産性が向上し、後背低地に広大な水田地帯が形成されている。その一方で、自然堤防における集落としての土地利用は継承され、両者の土地利用の差はより明確になっている。

また、河川では、廃川となった堤外地も含め、土地改良事業等によって水田としての利用がみられる一方、ヤナギ林や桑畑としての利用はほとんどみられなくなっている。

表 2-4-2 現在の各地形区分における土地利用の特化度

土地利用区分	地形区分				
	洪積台地	沖積低地			
		自然堤防	後背低地	河川跡	河川
畑地	2.6	1.1	0.4	1.5	0.6
水田	0.2	0.9	1.4	1.1	0.1
水面	0.1	0.02	0.6	0.3	6.9
森林	2.8	0.3	0.2	1.7	2.2
住宅・商業・工業地等	1.9	1.9	0.7	0.7	0.02
荒地	0.2	0.04	0.9	0.3	5.1

※特化度 = (地形 i 上の土地利用区分 i の面積 / ある地形 i の全面積) / (土地利用区分 i の面積 / 全面積)
 特化度が 1 より大きい場合（表中のグレー部分）には、地形と土地利用の相関関係が高いことを示している。

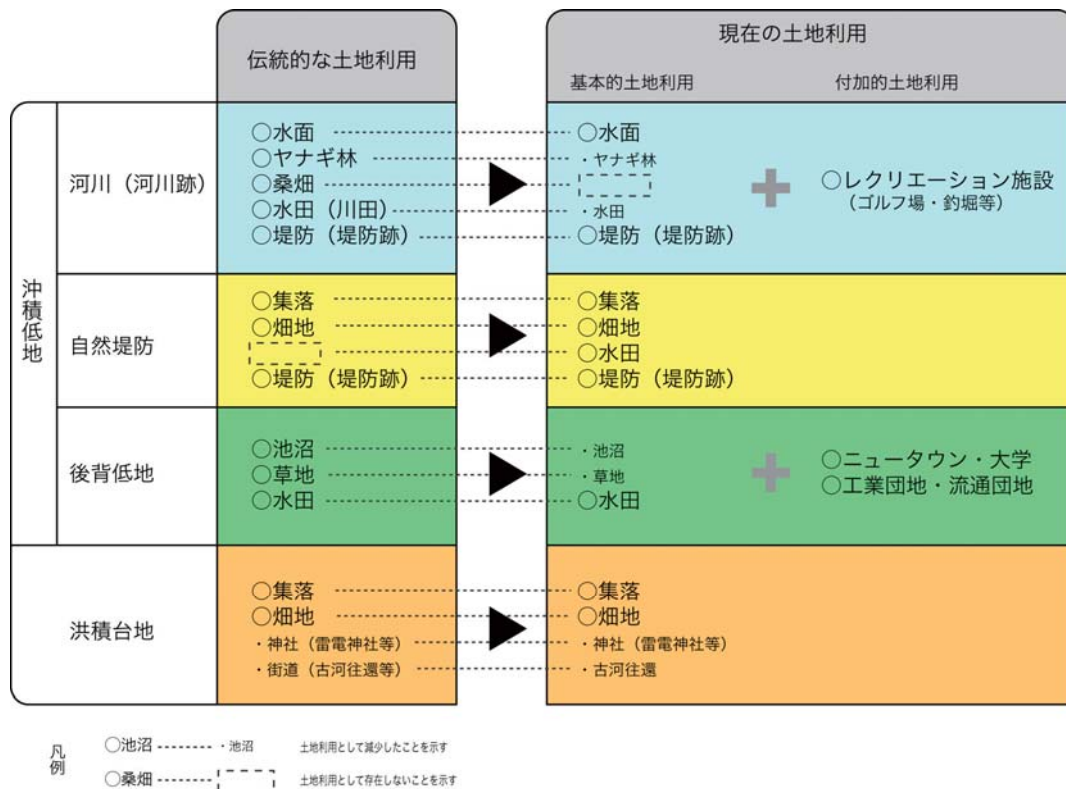
(3) 付加される土地利用

近年の土地利用の変化をみると、最も大きな変動をみせているのが、後背低地である。沼の埋め立てや農地転用により、ニュータウンや工業・流通団地の開発が行われている。昭和50年代以降、最後まで残った板倉沼は工業団地として、海老瀬の水田地帯は平成に入りニュータウンや大学として造成された。

河川に関しては、特に谷田川において、河川敷を釣堀やゴルフ場などの娯楽・スポーツ施設として利用する動きが昭和60年代以降みられている。

その一方で、洪積台地および自然堤防に関しては、土地利用的な側面からは、さほど大きな変化はみられない。

表 2-4-3 地形区分ごとの伝統的な土地利用と現在の土地利用の比較



第3項 板倉町の景観区分

地形区分と対応する土地利用の状況に基づき、板倉町における景観区分を試みた (図 2-4-1、図 2-4-2)。

区分の結果、畠地や集落としての土地利用に代表される洪積台地上の集落景観、沖積低地では、第一に、集落、畠地および堤防が列状に分布する自然堤防上の集落景観、第二に、現在では水田広大な乾田地帯となった後背低地の水田景観、第3として、河川景観が挙げられ、そのうち、谷

田川の景観は、伝統的な河川の土地利用が比較的現存する景観と位置づけられる。

また、近代以降に国家的事業として成立した渡良瀬遊水地は、元来の土地利用とは異なるものの、国内でも有数の広大な湿原の景観を呈している。

さらに、近年加わった土地の条件および利用に基づく、ニュータウンや工業団地等の景観が挙げられる。

囲堤を始めとする堤防（堤防跡）は、集落あるいは河川を区分する、重要な町の骨格となる軸として抽出できる。また、邑楽台地上の古河往還沿いは、現在でも町域の中心として町家建築が立ち並んでおり、雷電神社および参道周辺とともに、特有の景観を継承している。

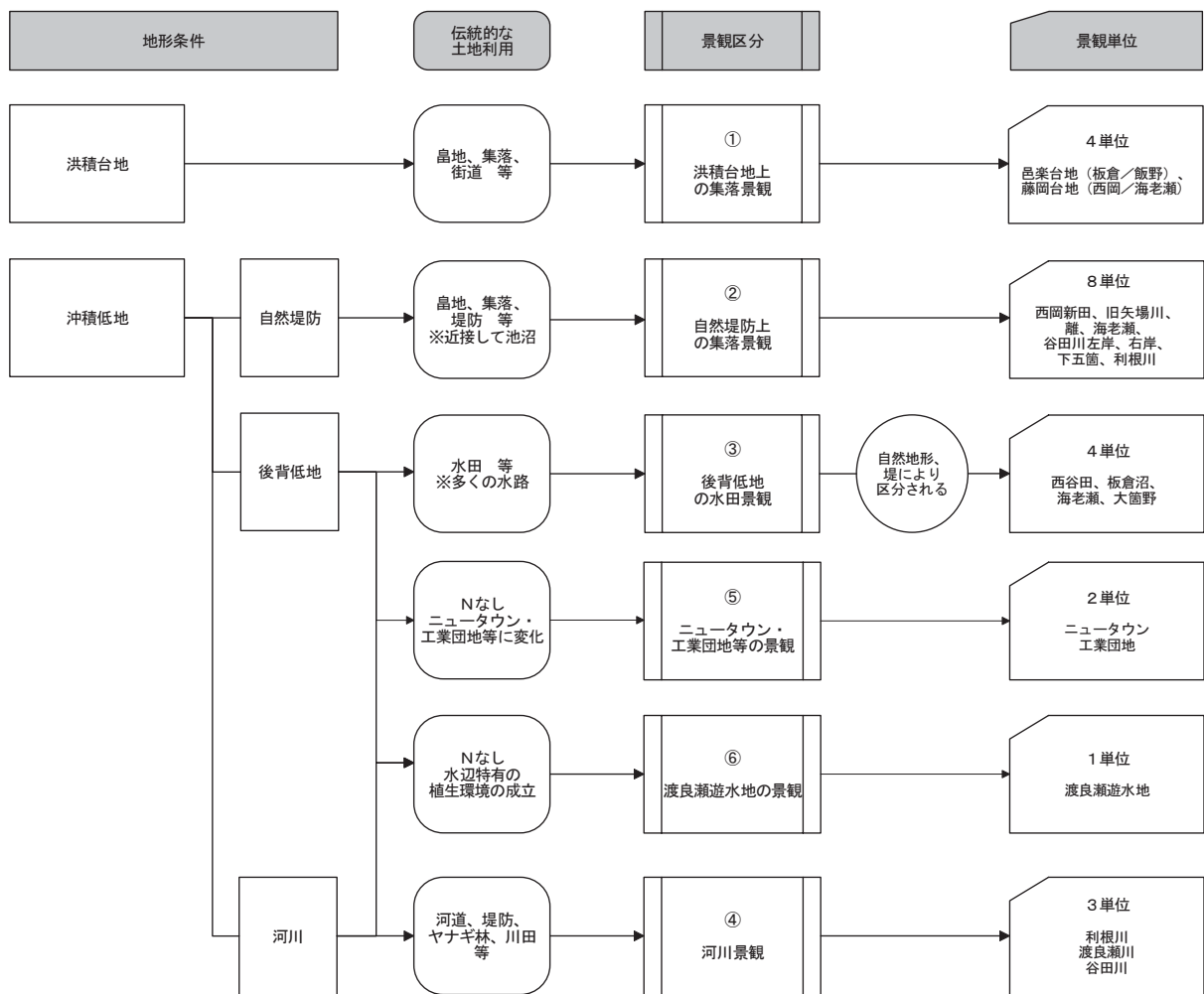


図 2-4-1 地形区分と伝統的な土地利用に基づく景観の区分

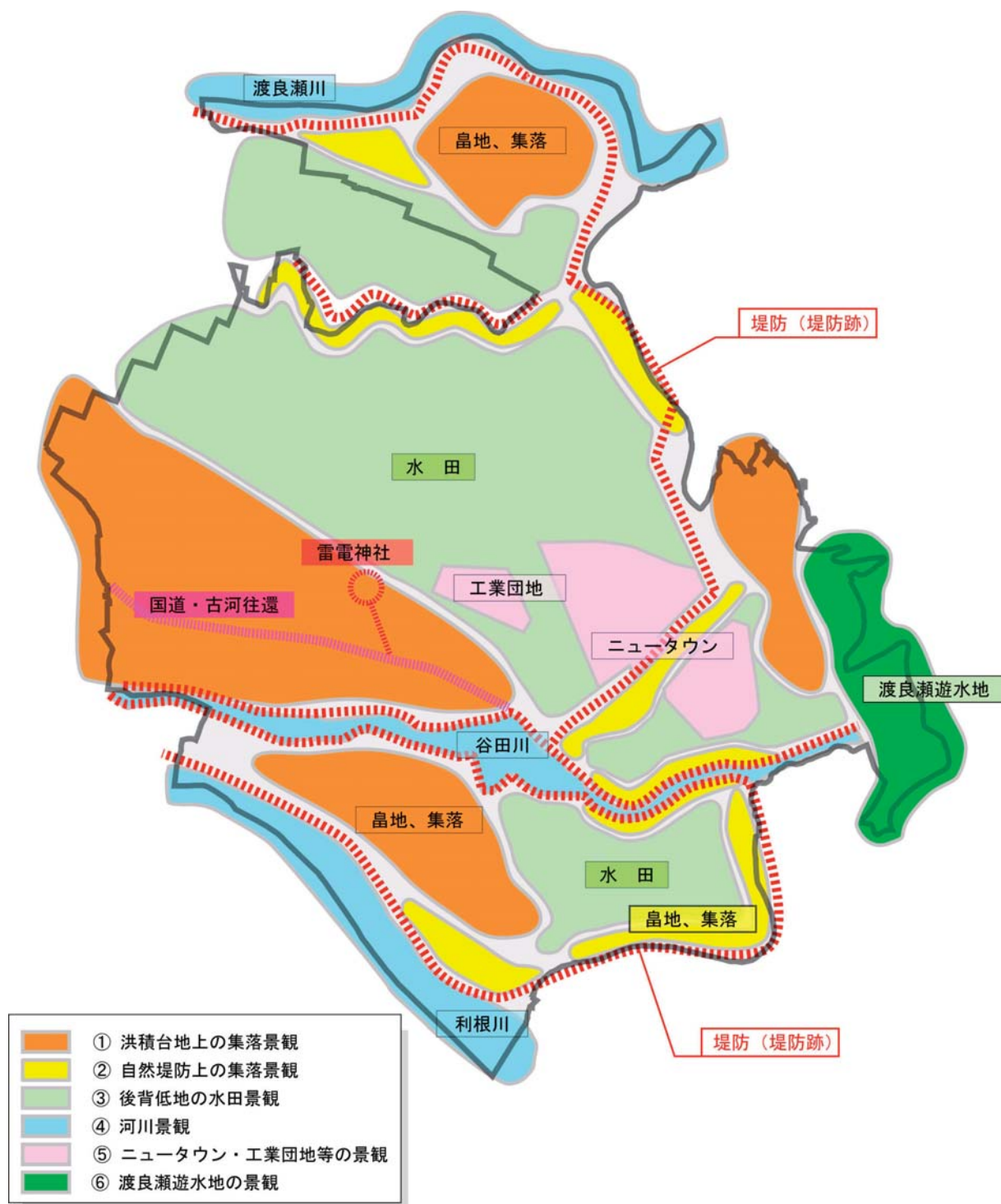


図 2-4-2 板倉町の景観区分図

第4項 「水場」の環境を示す要素の分布

前項の板倉町における景観区分のうち、伝統的な土地利用が継承されている①から④に関して、「水場」の環境を示す要素を抽出する。

表 2-4-4 「水場」の環境を示す要素

景観区分	要素	概説
① 洪積台地上の 集落景観	雷電神社	拝殿、本殿、奥殿は1835年の建築で、県指定重要文化財に指定され、彫物による装飾が特徴的。また末社は国指定文化財、境内は県自然保全地域に指定される。かつては、板倉沼に隣接して立地。神社周辺には、川魚料理店が立地。
	神社（雷電社以外）	壮大な社叢林を伴い、台地の際に立地する西丘神社などがある。
	陸田小屋	洪積台地の開田を可能にした浅井戸におけるポンプ小屋。
	水塚	台地の際や侵食谷などの水害の危険性が高い土地に立地。
	古河往還	かつて雷電神社の参詣道であり、町家建築を含む沿道建築が町並みを構成する。
② 自然堤防上の 集落景観	池沼	洪水流によって形成された「落堀」を起源とする。（行人沼・長良池等）
	堤防	堤防の高さを生かした集落の立地、主軸動線としての堤防道路に使われている。板倉町における古河往還の東半分は自然堤防上の堤防道路である。
	集落	自然堤防に沿った列村の形態をとる。
	屋敷地	帯状の自然堤防を短冊状に割った地割を有する。
	屋敷林	概ね屋敷地の北西側に、特に水塚周囲に植えられている。
	水塚	盛土を施し建築。水害時の避難小屋、貯蔵庫の役割をもつ。
	神社・寺院	集落内の相対的高所に立地することが多い。邑楽地域に多い長柄・長良神社や利根川流域に多い大杉神社が特徴的である。
	水神塔	水害から家族や地域を守るために建立。堤防上に設置する場合が多くみられる。
	寺社林	ムクノキ、クヌギ等の高木が顕著で、ランドマークとなる。
陸田小屋	自然堤防の開田を可能にした浅井戸におけるポンプ小屋。	
③ 後背低地の 水田景観	池沼	板倉沼や亥ノ子沼に象徴される大規模池沼は、現在埋め立てにより消失し、工場や公園として利用されている。
	水田	用排水路が整備され、耕地整理された基盤の整った広大な水田地帯が広がる。
	用水路	灌漑対策として、農地へ水を引き込むための水路。
	排水路	悪水を排除するための水路。河川や遊水地へ排出される。
④河川景観	河川堤防	利根川、渡良瀬川、谷田川の現役河川の他、旧矢場川、旧渡良瀬川、古利根（旧合の川）においても堤防の痕跡がみられる。
	河川締め切り跡	流路変更を行うために築いた締め切り跡が残存。（古利根呑口）
	河川敷の植物群落	マコモ、ヨシ、オギのほか、高木のヤナギ林が卓越している。
	沈下橋	洪水時に流下阻害とならない構造を有する。（通前橋・北坪東橋）
	サイフォン	河床の異なる排水路を河川に合流させる装置。（大箇野サイフォン）
	排水機場	排水路の水をポンプによって、強制的に排水する施設。（谷田川第一排水機場（昭和23年）をはじめ町内7箇所を設置） 利根川左岸には、谷田川第二排水機場（昭和25年製、電気）が稼働している。
	堰	河川において水をせき止めるための構造物。（八間樋堰）
	揚水機場	用水へ供給するために、河川からポンプで取水をするための施設。（頭沼揚水機場）
	川田	周囲を掘り取った土を耕作地として盛土することによって実現した水田。戦時に盛んであった。
	ヤナギ山	昭和30年頃まで、ヤナギ林を伐採し、薪として供給。